

名護市地域防災計画
資料編
(平成30年3月修正)

名護市防災会議

目 次

1	条例等	1
1-1	名護市防災会議条例	1
1-2	名護市防災会議運営要領	3
1-3	名護市災害対策本部条例	4
1-4	名護市災害対策「緊急対応班」設置要領	5
1-5	台風対策マニュアル	6
1-6	名護市防災行政無線施設の管理及び運用に関する規程	9
1-7	名護市自主防災組織育成指導要綱	16
1-8	名護市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱	21
2	防災組織等	23
2-1	名護市防災会議委員名簿	23
2-2	自主防災組織	24
2-3	各種事業団体一覧表	25
3	災害履歴、災害危険箇所	26
3-1	過去における自然災害、火災の発生状況	26
3-2	土石流危険溪流一覧	33
3-3	地すべりによる危険が予想される箇所	35
3-4	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	36
3-5	土砂災害警戒区域一覧	43
3-6	重要水防区域等一覧	46
3-7	県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域	48
4	消防関係	49
4-1	消防団組織	49
4-2	消防署職員及び消防団員数	49
4-3	消防署管内の現有車両台数	50
4-4	消防水利	50
4-5	救命、救助器具	51
4-6	危険物の施設一覧表	53
5	通信関係	54
5-1	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧	54
5-2	沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧	57

6	避難所関係	58
6-1	指定避難所	58
6-2	津波緊急避難場所（施設）	58
7	備蓄・給水関係	61
7-1	補給水源	61
7-2	給水タンク車等の保有状況	61
8	医療関係	62
8-1	災害時医療救急班連絡系統図（北部地区医師会）	62
9	交通・輸送関係	63
9-1	ヘリコプター離着陸可能場所一覧表	63
9-2	緊急通行車両	65
10	その他	67
10-1	災害救助法による救助の程度と期間並びに実費弁償の基準	67
10-2	被害状況判定基準	69
11	協定等	72
11-1	応援協定一覧表	72
11-2	災害支援協力に関する覚書	74
11-3	沖縄県水道災害相互応援協定	76
11-4	沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書	82
11-5	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	84
11-6	広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定	86
11-7	災害時における羽地ダム周辺施設の利用に関する協定書	88
11-8	全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互 支援に関する合意書	90
11-9	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定書	93
11-10	大規模災害時における友好都市間の相互応援協定書	95
11-11	災害時における「道の駅」許田 道路管理施設の利用に関する協定書 ..	97
11-12	災害時の情報交換及び応援に関する協定	99
11-13	緊急情報割込放送の実施に関する協定書	101
11-14	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	103
11-15	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	105
11-16	災害時におけるL P ガスの供給に関する協定書	107
12	様式集	109

12-1	災害即報様式	109
12-2	災害報告様式	111
12-3	自衛隊派遣要請依頼書	125
12-4	自衛隊派遣撤収要請依頼書	126
12-5	避難者名簿	127
12-6	避難者カード	128
12-7	避難行動要支援者名簿	129
12-8	防災カード	130
12-9	り災者名簿	131
12-10	り災者台帳	132
12-11	り災証明書	133
12-12	公用令書	138

1 条例等

1-1 名護市防災会議条例

昭和 47 年 9 月 30 日

条例第 74 号

最新改訂 平成 24 年 12 月 25 日

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、名護市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 名護市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員
 - (3) 沖縄県警察の警察官
 - (4) 副市長、教育長及び各部長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、その者の職に在職する期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する収入役の職等の取扱いは、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により、当該収入役の任期中在職する間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 名護市防災会議運営要領

昭和 53 年 11 月 8 日
訓令第 21 号

(目的)

第 1 条 この要領は、名護市防災会議条例（昭和47年 9 月 30 日名護市条例第74号）第 5 条の規定に基づき、名護市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長において必要と認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、会長が招集する。

2 会議の議長は会長をもってあてる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 3 条 会議が成立しないとき、または会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないとき会長は、会議を処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置に関する事項

(2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(3) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(記録)

第 4 条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、保管しなければならない。

(異動報告)

第 5 条 委員の異動等により変更があったとき、後任者はその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和 55 年 3 月 3 日から実施する。

1-3 名護市災害対策本部条例

昭和 47 年 9 月 30 日

条例第 75 号

最新改訂 平成 24 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、名護市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 名護市災害対策「緊急対応班」設置要領

制定 平成 16 年 6 月 14 日

制定 平成 23 年 5 月 30 日

1 目的

名護市地域防災計画（平成 16 年 3 月 30 日修正）第 4 章「災害応急対策計画」第 1 節「組織及び動員計画」5「配備の指定及び区分」（7）「緊急対応班の設置」の計画に基づいて、名護市において大規模災害が発生した場合、災害対策本部（以下「本部」という。）を迅速に設置できない場合に備え、事前に初動体制を確保するための要員として緊急対応スタッフ「緊急対応班」を置くための設置要領を定めるものとする。

2 組織

「緊急対応班」には、防災監及び班員を置き、防災監には総務部長がなり、班員には職員をもって充てる。

3 班員

班員については、居住地、現在の職務等を勘案し、次の基準で選考し、あらかじめ指名して置くものとし、毎年見直すものとする。

- (1) 現在防災担当にある職員
- (2) 本部設置場所である本庁から、直線距離で概ね 2.0km 以内に居住している職員
- (3) 防災監が特に必要と認めた職員

4 任務

- (1) 防災監は、班員の招集及び諸協議事項の決定をする。
- (2) 班員は、災害の発生を知った時には、防災監の指示を待たず、直ちに本部設置準備のため名護市役所本庁総務課に集結し、本部設置のため以下の活動を行う。
 - ① 被害状況の概要把握等情報収集に関すること。
 - ② 国、県、警察及びマスコミ等関係機関との連絡調整に関すること。
 - ③ 本部長、副本部長、防災監からの指示命令の受理伝達に関すること。
 - ④ 各自治会、避難所、ボランティア、学校及び交通手段に関すること。

5 定員

班の定員は概ね 10 名程度とする。

6 訓練

必要に応じて班員対象として動員訓練、連絡対応訓練等を実施する。

7 その他

- (1) 班員の責務として事前に任務を明確にしておくものであって、常時その行動を拘束するものではなく、大規模災害発生時の各自の状況によりできるかぎりの努力を求めるものである。
- (2) 本部の体制が整い次第、名護市地域防災計画のと通りの体制が確立すれば、班員は可能な限り本来の任務に戻るものとする。

1-5 台風対策マニュアル

制定 平成 16 年 6 月 14 日

改正 平成 21 年 6 月 12 日

改正 平成 23 年 5 月 30 日

改正 平成 30 年 2 月 22 日

1 目的

本市においては、平成 9 年に「暴風時における職員の執務について」を通達し、「台風時における災害対策職員動員体制について」を通知した経緯があります。

このマニュアルにおいては対策本部と主な関係課における台風対策要員等の配備段階を明示し、応急対策に万全を期すことを目的とする。

2 台風が発生し、本市に影響が予想されるときには「警戒準備体制」をとる。

「警戒準備体制」とは、総務部総務課を中心に関係課が連絡をとり、台風の来襲に備え応急対策がスムーズにできるための監視及び準備体制をいう。

(1) 総務部総務課においては

- ① 台風情報を収集し、台風進路に注意する。
- ② 総務課は、総務係が警戒要員となる。また総務課は各課と連携し庁舎等の保全対策をする。
- ③ 防災行政無線等により市民への広報を実施する。（警戒注意）

(2) その他の部・課等においては

- ① 所掌事務に係る施設及び危険箇所等の点検、巡視等をする。
- ② 台風の状況に応じ特に必要とする業務に関することは、総務部総務課と情報を共有しておく。

(3) 消防においては

- ① 市民への広報を実施する。
- ② 市内を巡視、被害が予想される物件、看板、シャッター等及び常時浸水地区の巡視をする。

3 本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は台風の進路予想により沖縄本島に暴風警報が発表されると見込まれるときには、名護市地域防災計画書に基づき災害対策本部を設置し、「警戒体制」をとる。

(1) 災害対策本部においては、本部長（市長）の指示を受けて総務部長が指揮をとる。

(2) 全課長等は配備要員とし、状況により所属部長等において配備要員の増減を判断し指示するものとする。

(3) 各課等においては、「警戒準備体制」から地域防災計画の「警戒体制」に移行し、応急対策が速やかに実施できる体制をとり、課長等以外の配備要員については、基本的には下記のとおりとするが、台風の状況により部課長等が配備要員の増減を判断し指示するものとする。

記

台風時における要員の配備計画（全課長等以外）

・総務部	総務課	6名	・各部との連絡調整、外部との電話対応要員 ・庁舎の保全・警戒要員 ・本部機能の維持、職員配備対策要員
	秘書渉外課	1名	総務課と連携し市長及び副市長への連絡要員
・地域政策部	企画情報課	2名	・電算に係る業務対策要員 ・ホームページ等による市民への広報要員
・商工観光局	経済金融活性化特区推進室	1名	情報通信関係対策要員
・市民福祉部	市民課	1名	埋火葬等の市民窓口対応要員
	社会福祉課	1名	市民福祉部関係連絡要員
・農林水産部	園芸畜産課	1名	農畜産物被害及び産業部関係連絡要員
	農林水産課	1名	農林水産被害及び産業部関係連絡要員
・建設部	建設土木課・維持課	6名	土木災害等対策要員
	建築住宅課	1名	建設部関係の連絡要員
・環境水道部	環境対策課	1名	ゴミ回収等市民対応要員
	下水道課	1名	雨水排水対策連絡要員
	水道業務課・水道施設課	5名	水道関係対策要員
・教育委員会	総務課	1名	教育施設被害及び教育委員会関係連絡要員
・消防本部		適宜配備	消防長の決定（緊急時外部との連絡要員等）
・本庁舎以外の庁舎（支所等）及び各公共施設等（図書館、市民会館、博物館等）の施設管理者は、当該施設の警戒をする。			
・必要部署においては、情報担当、連絡担当要員を配置する。			
・配備要員に指示されていないその他職員は自宅待機とする。			

4 災害が発生し、さらに大きな災害の発生が予想されるとき、又は警戒体制をさらに強化し、総合的な災害対策体制を要するときには地域防災計画の「救助体制」をとる。

- (1) 対策本部においては、本部長（市長）の指示を受けて副本部長（副市長）が指揮をとる。
- (2) 各対策部においては、地域防災計画の第二配備体制の配備要員が配置につく。状況により所属部長等において配備要員数を増減できるものとする。
- (3) その他の職員においては、配置につく心構えをもって自宅待機とする。
- (4) 各対策部長、班長（課長等）は、災害応急対策等の緊急事態に備え、情報担当及び連絡担当要員を配置し、所属職員との連絡体制を確認しておくものとする。

5 市全域にわたって大災害が発生するおそれがあると予想されるときは、救助体制をさらに強化し、地域防災計画の「非常体制」が早急にとれる準備をする。

- (1) 対策本部においては、本部長（市長）が指揮をとる。
- (2) 各対策部においては、地域防災計画の第二配備体制の配備要員が配置につく。状況により配備要員数をさらに増減できるものとする。
- (3) その他自宅待機の職員は、非常体制の緊急配備に備えておくものとする。

6 共通事項

- (1) 台風は、突発的に来襲するものではないので、退庁後及び祝祭日・休日における対策要員人数等については、警戒体制、救助体制とも総務部長より、各部長等へ指示し、また各部長等から職員へ指示するものとする。
- (2) 台風対応の各体制は、暴風域内にあるとき、行動することは危険を伴うことから、台風情報に基づき事前に配備体制をとることを基本とする。ただし、暴風域内であっても、体制強化するときは、参集可能な職員は必要に応じて随時参集するものとする。
- (3) この台風対応マニュアルは、台風対策の配備要員を示し、災害応急対策は災害状況に応じて地域防災計画に基づき若しくは臨機に対応するものとする。
- (4) 職員は、災害救助に関する情報の入手及び緊急連絡があった場合は、消防本部と総務課に速やかに報告する。
- (5) 各部課で行われる行事、イベント等の対応は、基本的に担当部課等が判断し対応する。
- (6) 職務の執務については、平成9年9月1日付け名通達職員第1号「暴風時における職員の執務について」を参照する。
- (7) 対策本部を設置したら、警備室と連絡をとり、外部からの電話を総務課が概ね受ける。

1-6 名護市防災行政無線施設の管理及び運用に関する規程

平成 5 年 3 月 29 日

訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 51 条及び第 56 条の趣旨に基づき設置する名護市防災行政無線施設(以下「無線施設」という。)の管理及び運用について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)及び関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線施設」とは、無線局及びその付帯設備をいう。
- (2) 「無線局」とは、固定系親局、固定系子局及び固定系中継局の無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (3) 「無線局所」とは、無線局及び有線で接続されている通信所をいう。
- (4) 「固定系親局」とは、特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (5) 「固定系子局」とは、固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (6) 「固定系中継局」とは、固定系親局からの電波を固定系子局に中継する設備をいう。
- (7) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行うものであって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局所)

第 3 条 無線局所は、次のとおりとする。

- (1) 名護市庁舎固定系親局
- (2) 消防遠隔操作局

(総括管理者)

第 4 条 無線施設に総括管理者を置く。

- (1) 総括管理者は、無線施設の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- (2) 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線施設に管理責任者を置く。

- (1) 管理責任者は、総括管理者の命を受け、通信取扱責任者を指揮監督する。
- (2) 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線施設に通信取扱責任者を置く。

- (1) 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線施設に係る業務を所掌する。
- (2) 通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第 7 条 総括管理者は、無線施設の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって、無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線施設の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)への記載を行う。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに法及び関係法令等を遵守し、その法及び法令等に基づいた無線施設の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線施設の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第10条 管理責任者は、次の各号に掲げる書類等を管理及び保管する。

- (1) 免許状
- (2) 申請書等の副本
- (3) 電波法令集
- (4) 無線業務日誌
- (5) 無線業務日誌抄録(様式第3号)
- (6) 無線従事者選(解)任届(様式第4号)
- (7) 無線施設点検表(様式第5号)

2 無線従事者が作成した無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

3 無線業務日誌抄録は、通信取扱責任者が作成し、総括管理者に提出するものとする。

4 無線従事者選(解)任届は、管理責任者が作成し、総括管理者に提出するものとする。

(無線施設の運用等)

第11条 無線施設の運用方法等については、別に定めるところによるものとする。

(無線施設の保守点検)

第12条 無線施設の正常な機能を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎週点検 通信取扱者が行う。
- (2) 毎月点検 通信取扱責任者のもとに行う。
- (3) 毎年点検 管理責任者のもとに行う。

2 点検項目は、無線施設点検表のとおりとする。

3 予備装置及び予備電源は、毎月1回以上その装置を使用し、機能を確認する。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を行うとともに、その結果について通信取扱責任者に通知し、処理経過を記録するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、災害発生に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

(研修)

第14条 管理責任者は、毎年1回以上通信取扱責任者に対して、法及び関係法令等並びに無線施設の取扱等の研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年3月30日から施行する。

(読替規定)

2 この規程の施行の際に適用される無線従事者名簿作成にあつては、平成4年度は、この規程の第7条第3項の規定中「4月1日」とあるのは「3月30日」とする。

附 則(平成12年訓令第8号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年訓令第1号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第3号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

無線従事者名簿

年 月 日現在

番号	(ふりがな) 氏名	生年月日	所属部課名	資格名称	取得年月日	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

	総括 管理者		管理 責任者		通信取扱 責任者	
--	-----------	--	-----------	--	-------------	--

無線業務日誌抄録

年 月 日

総括管理者 殿				通信取扱責任者 氏名 印
無線局名（呼出名称）				
期間		年 月から 年 月まで		
無線従事者の資格		期間中の無線従事者の異動状況		
名		選任 名	解任 名	
名		選任 名	解任 名	
名		選任 名	解任 名	
機器故障及び措置の概要				
不良通信状況の概要				
	月	通信時間		通信回数
毎月の繰り延べ時間及び通信回数	1	時間	分	回
	2	時間	分	回
	3	時間	分	回
	4	時間	分	回
	5	時間	分	回
	6	時間	分	回
	7	時間	分	回
	8	時間	分	回
	9	時間	分	回
	10	時間	分	回
	11	時間	分	回
	12	時間	分	回

無線従事者選 (解) 任届

年 月 日

総括管理者 殿 届出者 管理責任者 印 無線従事者を選(解)任したので、〔選(解)任後の〕無線従事者を次のとおり届けます。					
氏名	所属	資格	免許証番号	選解任年月日	備考

1-7 名護市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び名護市地域防災計画に基づき、本市が行う自主防災組織の育成、指導等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民組織 行政区、小学校区及び中学校区等の地域住民等により自主的に結成された組織をいう。
- (2) 自主防災組織 地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、災害時及び平常時に活動するため住民組織が自主的に結成し運営する組織をいう。

(認定の基準)

第3条 市長が認定する自主防災組織（以下「認定自主防災組織」という。）の基準は、次の各号のいずれにも適合することとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 1つの住民組織を単位として結成された自主防災組織
 - イ 住民組織が、その活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、その効果的な運営を図るため、2以上の住民組織を統合して結成された自主防災組織
- (2) 災害時及び平常時において、消火班、救護班、避難誘導班、給食給水班等を編成し、かつ、その役割分担に基づいて活動する自主防災組織であること。

(育成指導方針)

第4条 市は、自主防災組織の育成について、住民組織の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

2 市は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する業務を積極的に実施するものとする。

(自主防災組織の名称)

第5条 自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

(結成の指導)

第6条 市は、自主防災組織の結成に係る指導に際しては、住民組織との交流の機会を積極的に活用し、防災研修、講話等を通じて、地域における防災意識の高揚を図り、その結成を働きかけるとともに、第3条に規定する認定自主防災組織の基準に適合する組織となるよう当該組織に指導するものとする。

(結成の届出)

第7条 市は、住民組織が自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成（変更）届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るよう指導するものとする。

- (1) 自主防災会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図

(4) 自主防災組織の活動に係る地域図

(認定)

第8条 市長は、住民組織から自主防災組織結成（変更）届出書の届け出があり、第3条に規定する基準に適合する自主防災組織であると認めた場合には、名護市自主防災組織認定証（様式第2号）を当該組織に交付するものとする。

(変更届)

第9条 認定自主防災組織の代表者は、次のいずれかに該当するとき、自主防災組織結成（変更）届出書を市長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織の名称を変更したとき。
- (2) 自主防災組織の所在地を変更したとき。
- (3) 自主防災組織の代表者の氏名又は住所を変更したとき。
- (4) 加入世帯数等を変更したとき。

(活動の指導)

第10条 市は、自主防災組織活動に係る指導について、その実効を期すため自発的な活動を行うよう計画的に働きかけ、当該組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(台帳)

第11条 認定自主防災組織管理台帳（様式第3号）は、総務部総務課総務係において備えて置くものとする。

(庶務)

第12条 自主防災組織の育成及び指導に関する庶務は、総務部総務課総務係にて処理する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

年 月 日

名護市長 様

組 織 名

代 表 者 氏 名

印

代 表 者 住 所

代表者連絡先

自主防災会結成（変更）届出書

自主防災組織を結成（変更）したので、次のとおり届けます。

1 組織名称		
2 組織所在地		
3 組織連絡先		
4 自主防災組織加入世帯数	世帯	名
5 結成年月日	年	月 日
6 添付書類	(1) 自主防災会規約 (2) 役員名簿 (3) 組織図 (4) 自主防災組織の活動に係る地域図	
7 変更内容 ※変更届の場合 記入	<input type="checkbox"/> 組織の名称変更 <input type="checkbox"/> 組織の所在地変更 <input type="checkbox"/> 代表者の変更（氏名、住所など） <input type="checkbox"/> 加入世帯の変更	
	変 更 前	
	変 更 後	

※変更内容に応じた箇所を、「レ」にて記入してください。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日
名総務 第 号

名護市自主防災組織認定証

様

名護市自主防災組織育成指導要綱第8条の規定に基づき、貴会を第 号自主防災組織と認定します。

年 月 日

名護市長^印

様式第3号 (第10条関係)

認定自主防災組織管理台帳

認定番号	(ふりがな) 自主防災組織名			結成 年 月 日
	()			
所在地		連絡先		
構成世帯数				
現在	現在	現在	現在	現在
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
現在	現在	現在	現在	現在
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
代表者氏名・連絡先				
更新日	(ふりがな) 氏名	住所	連絡先	
備考				

1-8 名護市自主防災組織に対する防災資機材等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市における自主防災組織の育成と充実を図るため、防災活動に必要な防災資機材等を当該組織に交付し、もって住民の防災意識の向上と自主防災活動を促進することを目的とする。

(交付対象)

第2条 防災資機材等の交付を受けることのできる組織は、認定自主防災組織（名護市自主防災組織育成指導要綱（平成26年告示第35号。以下「指導要綱」という。）第3条に規定する認定自主防災組織をいう。以下同じ。）とする。

(対象防災資機材等の交付)

第3条 市長は、認定自主防災組織に対し、別表に掲げる防災資機材等のうち、当該組織が必要とするものを交付するものとする。

2前項に規定する交付は、1認定自主防災組織に対し、1回限りとする。

(防災資機材等の額)

第4条 交付する防災資機材等の額は500,000円を限度とする。

(申請)

第5条 防災資機材等の交付を受けようとする認定自主防災組織の代表者は、名護市自主防災組織資機材等交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長へ申請しなければならない。

- (1) 指導要綱第8条に規定する名護市自主防災組織認定証の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは各年度の予算の範囲内で交付を決定し、名護市自主防災組織資機材等交付決定通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

(受領書の提出)

第7条 認定自主防災組織の代表者は、防災資機材等の交付を受けたときは、遅滞なく名護市自主防災組織資機材等受領書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(資機材等の管理及び留意事項)

第8条 防災資機材等の交付を受けた認定自主防災組織の代表者は、当該防災資機材等を適正に管理するため次に掲げる事項を遵守し、防災活動に有効に利用しなければならない。

- (1) 防災資機材等を亡失した際には、自主防災組織の責任において補てんする。
- (2) 防災資機材等には自主防災組織名を明記する。
- (3) 防災資機材等の修繕及び消耗品の費用については、自主防災組織にて負担する。
- (4) 防災資機材等の性能を熟知し安全に使用する。

(調査状況)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、認定自主防災組織の代表者に対し、防災資機材等の管理及び使用状況等の報告を求め、又は調査をすることができる。

(防災資機材等の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定自主防災組織の代表者に対し、交付した防災資機材等の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により防災資機材等の交付を受けたとき。
 - (2) 自主防災組織を解散したとき。
 - (3) 交付した防災資機材等を目的以外に使用したとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

名護市自主防災組織資機材等交付の対象となる防災資機材等

区分	防災資機材等
初期消火器具類	消火器、消火器格納庫、水バケツ、組立型水槽、その他市長が必要と認めたもの
救出救助用器具類	ロープ、スコップ、のこぎり、つるはし、手斧、なた、ハンマー、バール、ジャッキ、梯子、脚立、鉄線切り、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、その他市長が必要と認めたもの
救護用器具類	救急セット、三角巾、包帯、毛布、簡易ベッド、車イス、リヤカー、担架、その他市長が必要と認めたもの
情報・通信器具類	メガホン類、携帯ラジオ、トランシーバー、その他市長が必要と認めたもの
炊事器具類	鍋・釜類、炊飯器具、はんごう、やかん、食器類、その他市長が必要と認めたもの
訓練用資機材	訓練用消火器具、視聴覚機器(ビデオ教材等)、その他市長が必要と認めたもの
その他資機材	ヘルメット、防災用ハロゲンライト、防塵マスク、防塵メガネ、手袋、テント、簡易トイレ、懐中電灯、ベスト、腕章、防水シート、土のう袋、燃料缶、避難誘導棒、発電機、投光器、ガソリン携行缶、コードリール、ビニールシート、ホイッスル、その他市長が必要と認めたもの

※ 食糧品、乾電池、救急薬品、燃料、潤滑油等の消耗品類及び維持管理に要する消耗品類は対象外とする。

※ 防災資機材等への名入れ費用は対象外とする。

2 防災組織等

2-1 名護市防災会議委員名簿

	機関名	職名	条例規定	人員
会長	名護市	市長	第3条第2項	
委員	沖縄総合事務局 北部国道事務所	所長	第3条第5項第1号	2人
委員	第十一管区海上保安部 名護海上保安署	署長		
委員	沖縄県北部土木事務所	所長	第3条第5項第2号	3人
委員	沖縄県北部農林水産振興センター	所長		
委員	沖縄県北部福祉事務所	所長		
委員	沖縄県警察本部 名護警察署	署長	第3条第5項第3号	1人
委員	名護市	副市長	第3条第5項第4号	11人
委員	名護市教育委員会	教育長		
委員	名護市	総務部長		
委員	名護市	地域政策部長		
委員	名護市	商工観光局長		
委員	名護市	こども家庭部長		
委員	名護市	市民福祉部長		
委員	名護市	農林水産部長		
委員	名護市	建設部長		
委員	名護市	環境水道部長		
委員	名護市教育委員会	教育次長		
委員	名護市	消防長	第3条第5項第5号	2人
委員	名護市消防団	団長		
委員	西日本電信電話(株) 沖縄支店	設備部長	第3条第5項第6号	2人
委員	沖縄電力(株)	名護支店長		
委員	公益社団法人北部地区医師会	会長		
委員	名護市女性防火クラブ	会長	第3条第5項第8号	2人
委員	名護市婦人会	会長		

2-2 自主防災組織

番号	自主防災組織名	結成年月	活動拠点場所
1	許田区自主防災会	平成 25 年 4 月	許田コミュニティセンター
2	辺野古区自主防災会	平成 25 年 6 月	辺野古交流プラザ
3	真喜屋区自主防災会	平成 25 年 12 月	真喜屋集落センター
4	大浦区自主防災会	平成 26 年 2 月	大浦農村集落センター
5	世富慶区自主防災会	平成 26 年 6 月	世富慶コミュニティセンター
6	瀬嵩区自主防災会	平成 29 年 1 月	瀬嵩区公民館
7	汀間区自主防災会	平成 29 年 3 月	汀間地区会館
8	大北区自主防災会	平成 29 年 9 月	大北地域力発信交流拠点施設

2-3 各種事業団体一覧表

(1) 農林水産魚業関係団体

	名称	所在地(名護市)	電話
1	沖縄県農業協同組合名護支店	宮里四丁目 6 番 47 号	0980-54-2345
2	沖縄県農業協同組合羽地支店	字伊差川 327 番地 1	0980-53-1311
3	沖縄県農業協同組合久志支店	字瀬嵩 4 番地 1	0980-55-8011
4	沖縄県酪農農業協同組合北部支所	字為又 1220 番地 84	0980-52-7201
5	沖縄県花卉園芸農協北部集出荷センター	字屋部 1713 番地 2	0980-51-1122
6	名護漁業協同組合	城三丁目 1 番 1 号	0980-52-2812
7	羽地漁業協同組合	字仲尾次 510 番地 7	0980-58-1829
8	沖縄北部森林組合	字宇茂佐 913 番地 2	0980-52-0412
9	沖縄県農業共済組合北部支所、北部家畜診療所	宇茂佐の森五丁目 2 番 7 号	0980-52-4082

(2) 商工会、商工業関係団体

	名称	所在地(名護市)	電話
1	名護市商工会	大中一丁目 19 番 24 号	0980-52-4243
2	沖縄県建設業協会北部支部	字為又 1219 番地 164	0980-52-3019
3	名護市管工事業協同組合	字為又 1219 番地 201	0980-53-1932
4	北部電気工事業協同組合	東江五丁目 7 番 5 号	0980-52-0585
5	公益財団法人 名護市観光協会	大中一丁目 19 番 24 号	0980-53-7755

3 災害履歴、災害危険箇所

3-1 過去における自然災害、火災の発生状況

(1) 風水害（名護市関係分）

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
S61.08.26	台風13号	住家被害 半壊 部分壊	1 1	日最大1時間降水量 期間降水量 (S61.8.25~8.26)	34.5mm 213.5mm
S62.05.22	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 土砂崩れ	4 2 2	日最大1時間降水量 日降水量	37.0mm 114.0mm
S62.06.24	大雨	住家被害 床下浸水	1	日最大1時間降水量 日降水量	54.0mm 100.5mm
S62.08.30	台風12号	住家被害 半壊 部分壊	1 1	日最大1時間降水量 日降水量	21.0mm 96.0mm
S63.06.15	大雨	その他 道路冠水	1	日最大1時間降水量 日降水量	47.0mm 124.5mm
S63.10.07	台風24号	住家被害 部分壊	1	日最大1時間降水量 期間降水量 (S63.10.5~10.7)	19.5mm 139.5mm
H01.05.18	大雨	その他 変電所浸水	1	日最大1時間降水量 日降水量	45.5mm 119.5mm
H02.05.12	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 その他土砂崩れ 道路冠水	25 21 1 6	日最大1時間降水量 日降水量	59.0mm 107.5mm
H02.10.06	台風21号	住家被害 全壊 その他業船転覆	1 1	日最大1時間降水量 期間降水量 (H2.10.4~10.7)	33.0mm 171.0mm
H03.02.13	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水	12 1	日最大1時間降水量 日降水量	29.0mm 83.0mm
H03.09.13	台風17号	人的被害 顔面裂傷 住家被害 全半壊 半壊 部分壊	1 1 6 11	日最大1時間降水量 期間降水量 (H3.9.12~9.13) 最大瞬間風速	26.5mm 110.5mm 48.7m/s
H04.08.31	台風16号	住家被害 床上浸水	2	日最大1時間降水量 期間降水量 (H4.8.30~8.31)	19.0mm 208.0mm
H05.09.03	台風13号	住家被害 半壊	1	日最大1時間降水量 期間降水量 (H5.9.2~9.3) 最大瞬間風速	33.5mm 137.0mm 48.6m/s

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
H06.05.31	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	3 21 14	日最大1時間降水量 日降水量	28.5mm 191.0mm
H07.03.30	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水	3 10	日最大1時間降水量 日降水量	52.0mm 160.0mm
H07.07.22	台風3号	崖くずれ	1	日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	18.5mm 64.5mm 32.7m/s
H07.10.07	大雨	住家被害 床下浸水	18	日最大1時間降水量 日降水量	15.5mm 34.5mm
H08.08.13	台風12号	文教施設 道路被害 河川被害 農林水産業施設被害 農産被害	9 5 5	日最大1時間降水量 期間降水量 (H8.8.12~8.13) 最大瞬間風速	36.5mm 176.5mm 43.2m/s
H08.09.30	台風21号	住家被害 一部破損 文教施設 農産被害	1 1	日最大1時間降水量 期間降水量 (H8.9.27~9.30) 最大瞬間風速	17.5mm 176.5mm 40.0m/s
H09.06.27	台風8号	農産被害		日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	15.5mm 63.0mm 43.1m/s
H09.08.07	台風11号	住家被害 床下浸水 道路被害 農産被害	1 6	日最大1時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	46.0mm 274.5mm 41.4m/s
H09.08.17	台風13号	住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 農産被害	1 3 21 26 5	日最大1時間降水量 期間降水量 (H9.8.16~8.18) 最大瞬間風速	16.0mm 275.0mm 43.4m/s
H10.02.20	大雨	道路被害 崖くずれ	11 1	日最大1時間降水量 期間降水量 (H10.2.16~2.20)	36.5mm 295.0mm
H10.06.12	大雨	住家被害 床下浸水 崖くずれ	3 12	日最大1時間降水量 期間降水量 (H10.6.10~6.12)	39.0mm 160.5mm
H10.07.16	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 橋りょう被害 崖くずれ	19 7 15 1 39	日最大1時間降水量 日降水量	59.5mm 121.5mm

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
H10.10.04	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 橋りょう被害 河川被害 崖くずれ	58 104 15 1 17 39	日最大1時間降水量 日降水量	75.5mm 212.0mm
H11.09.23	台風18号	住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ 農産被害	8 2 25 1 4 12	日最大1時間降水量 期間降水量 (H11.9.22~9.23) 最大瞬間風速	38.0mm 333.5mm 49.5m/s
H12.07.30	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 河川被害	11 18 1	日最大1時間降水量 日降水量	50.5mm 166.0mm
H12.08.08	台風8号	住家被害 全壊 一部破損 道路被害 河川被害 崖くずれ農産被害	1 1 10 9 2	日最大1時間降水量 期間降水量 (H12.8.7~8.8) 最大瞬間風速	32.0mm 181.0mm 47.1m/s
H12.09.13	台風14号	住家被害 床下浸水 道路被害 崖くずれ 農産被害	4 7 3	日最大1時間降水量 期間降水量 (H12.9.12~9.13) 最大瞬間風速	31.0mm 277.5mm 42.0m/s
H12.11.09	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 河川被害 崖くずれ	5 6 1 4	日最大1時間降水量 日降水量	58.0mm 182.0mm
H14.07.14	台風7号	住家被害 半壊 床上浸水 床下浸水 農産被害	1 2 6	日最大1時間降水量 期間降水量 (H14.7.14~7.15) 最大瞬間風速	39.0mm 147.0mm 46.4m/s
H14.09.04	台風16号	住家被害 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ 農産被害	5 12 104 2 17 4 5 2	日最大1時間降水量 期間降水量 (H14.9.4~9.5) 最大瞬間風速	41.0mm 341.5mm 57.9m/s

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
H16.09.05	台風18号	人的被害 軽傷 住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 崖くずれ	3 7 1 3 2 1	日最大1時間降水量 期間降水量 (H16.9.4~9.8) 最大瞬間風速 最低気圧	50.0mm 327.5mm 46.6m/s 924.4hPa
H16.10.19	台風23号	住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害	1 1 1 2	日最大1時間降水量 期間降水量 (H16.10.18~10.21) 最大瞬間風速	18.0mm 122.0mm 38.6m/s
H17.06.14	大雨	住家被害 床下浸水 崖くずれ	1 11	日最大1時間降水量 日降水量	20.5mm 64.0mm
H18.09.03	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	4 9 4	日最大1時間降水量 日降水量	61.0mm 135.5mm
H19.06.18	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	2 3 2	日最大1時間降水量 日降水量	65.0mm 95.5mm
H19.07.12	台風4号	人的被害 重傷 軽傷 住家被害 一部破損 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ	1 1 3 18 18 2 1 5	日最大1時間降水量 期間降水量 (H19.7.12~7.14) 最大瞬間風速	46.5mm 236.0mm 50.9m/s
H19.08.11	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ	24 27 4 3 3	日最大1時間降水量 日降水量	62.5mm 265.0mm
H21.06.12	大雨	住家被害 床下浸水 道路被害 河川被害 崖くずれ	1 2 1 3	日最大1時間降水量 日降水量	24.0mm 121.5mm
H22.07.01	大雨	住家被害 床上浸水 床下浸水 道路被害 崖くずれ	3 2 5 4	日最大1時間降水量 日降水量	57.5mm 148.0mm

発生年月日	原因	被害状況	件数	気象値	
H22. 08. 31	台風 7 号	人的被害 軽傷 住家被害 全壊 半壊 被害船舶	2 1 2 4	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	22. 5mm 76. 5mm 33. 5m/s
H23. 05. 28	台風 2 号	人的被害 重傷 軽症 住家被害 一部破損 車両被害	1 5 3 10	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	12. 0mm 35. 0mm 50. 9m/s
H23. 08. 05	台風 9 号	人的被害 軽症 住家被害 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 崖くずれ	5 1 12 8 10 12	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	37. 5mm 377. 5mm 47. 3m/s
H24. 09. 17	台風 16 号	人的被害 軽症 住家被害 一部損壊 床上浸水 床下浸水 非住家被害 倒壊・全壊	1 6 40 34 2	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	43. 0mm 114. 5mm 51. 4m/s
H24. 09. 30	台風 17 号	人的被害 軽症	2	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	22. 0mm 91. 0mm 57. 4m/s
H25. 10. 08	台風 24 号	住民避難 自主避難	4	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	18. 5mm 60. 5mm 32. 6m/s
H26. 07. 09	台風 8 号	人的被害 軽症 住家被害 一部損壊 床上浸水 土砂崩れ	1 11 7 4	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	76. 0mm 262. 0mm 43. 2m/s
H27. 07. 11	台風 9 号	人的被害 軽症 避難 避難勧告	1 1	日最大 1 時間降水量 日降水量 最大瞬間風速	20. 0mm 222. 5mm 33. 7m/s

資料：沖縄気象台

(2) 地震・津波（沖縄本島関係分）

① 地震（平成20年以降に市内で震度3以上を観測した地震）

発生日時	震央地名	深さ (km)	規模 (M)	名護市の震度
H20.07.08	沖縄本島近海	45	6.1	名護市港：震度4 名護市宮里：震度3
H22.02.27	沖縄本島近海	37	7.2	名護市港：震度4 名護市宮里：震度3
H23.11.08	沖縄本島北西沖	217	7.0	名護市港：震度4 名護市宮里：震度3 名護市豊原：震度3
H26.03.03	沖縄本島北西沖	116	6.4	名護市港：震度3 名護市豊原：震度3
H28.9.26	沖縄本島近海	44	5.6	名護市港：震度3

② 津波（平成以降に沖縄本島で5cm以上の津波が観測された事例）

発生年月日	原因となった地震	沖縄本島での津波観測状況
H05.08.08	マリアナ諸島南方の地震	那覇で9cm、宮古島で13cm
H07.07.30	チリ北部の地震	那覇で15cmを観測
H07.10.18	奄美大島近海の地震	那覇で5cm、宮古島で5cmを観測
H08.02.17	インドネシア、イリアンジャヤ付近の地震	那覇で26cm、宮古島で26cm、石垣島で15cmを観測
H09.04.21	サンタクルーズ諸島の地震	那覇で6cm、石垣島で6cmを観測
H13.06.24	ペルー沿岸付近の地震	那覇で7cmを観測
H18.11.15	千島列島東方の地震	那覇で11cm、宮古島で12cm、石垣島で10cm、与那国島7cmを観測
H19.08.16	ペルー沿岸の地震	那覇で7cm、石垣島で15cmを観測
H21.01.04	ニューギニア付近の地震	那覇で9cm、南城市安座真で11cm、宮古島で12cm、石垣島で9cm、南大東島で5cmを観測
H21.09.30	サモア諸島の地震	南城市安座真で7cm、宮古島で5cm、石垣島で5cm、南大東島5cmを観測
H22.02.27	沖縄本島近海の地震	南城市安座真で13cmを観測
H22.02.27	チリ中部沿岸の地震	那覇で24cm、南城市安座真で34cm、宮古島で43cm、石垣島で20cm、与那国島で8cm、南大東島8cmを観測
H22.08.14	マリアナ諸島南方の地震	南城市安座真で10cmを観測

発生年月日	原因となった地震	沖縄本島での津波観測状況
H22. 12. 22	父島近海の地震	南城市安座真で 5 cm を観測
H23. 03. 11	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震、M9.0・深さ 24km) (三陸沖)	福島県相馬で高さ 9.3m 以上、宮城県石巻市鮎川で高さ 8.6m 以上の非常に高い津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測した。 那覇で 60cm、南城市安座真で 37cm、宮古島で 65cm、石垣島で 23cm、与那国島で 14cm、南大東島で 19cm を観測
H24. 08. 31	フィリピン付近の地震	那覇で 6 cm、南城市安座真で 5 cm、宮古島で 5 cm、石垣島 5 cm を観測
H26. 04. 02	チリ北部沿岸	那覇 8 cm、南城市安座真 6 cm
H27. 09. 17	チリ中部沿岸	那覇 10cm、南城市安座真 11cm、宮古島平良 13cm、石垣島 10cm、与那国 4 cm

資料：沖縄気象台

(3) 火災状況

	件数					焼損棟数	罹災世帯	罹災人員	死者数		焼損面積		
	計	建物	林野	車両	その他				死者	負傷者	建物 (㎡)	林野 (a)	その他 (㎡)
平成 23 年	26	9	2	6	9	9	7	16		1	246	25	3,306
平成 24 年	20	9		6	5	10	5	10		6	141		59
平成 25 年	27	10	1	6	10	10	10	25	1	1	270		
平成 26 年	18	7	1	4	6	5	3	7		1	412		
平成 27 年	30	5	4	2	19	5	4	10	1	3	380		

資料：平成 27 年度消防年報（名護市消防本部）

3-2 土石流危険渓流一覧

(1) 土石流危険渓流 (I)

	水系名	渓流名 (河川名)	所在地	渓流概況			保全対策	
				渓流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均溪床 勾配(度)	人家 戸数	公共施設
1	西屋部川	旭川道越川	道越	2.00	1.85	3	7	
2	幸地川		大東	1.23	0.32	8	12	
3	屋部川		大北	0.65	0.13	14	26	県道名護宜野座 線:0.10 km
4	幸地川	熱田川	大東	1.23	0.36	7	28	
5	〃		〃	1.30	0.17	12	21	
6	我部祖河川	喜知留川	大北	2.45	0.76	5	8	
7	〃		山田	0.53	0.10	12	13	
8	羽地大川		川上	1.75	1.14	5	16	
9	源河大川	(桃原川)	源河	0.50	0.08	19	5	
10	〃	〃	〃	1.73	0.72	7	17	源河取水ポンプ場
11	真喜屋大川	喜知留川	真喜屋	0.38	0.05	10	5	
12			仲尾次	0.48	0.12	11	14	
13	我部祖河川	我部祖河川	伊差川	2.55	1.42	2	10	
14			源河	0.35	0.11	11	0	名護市衛生セン ター、国道 58 号:0.05 km
15	源河大川		〃	0.73	0.35	3	5	
16	轟川		数久田	0.20	0.07	13	11	
17			東江	0.55	0.21	8	36	
18	幸地川	幸地川左支川	〃	0.70	0.40	6	15	県道 18 号線: 0.05 km
19	轟川		数久田	0.30	0.09	23	7	
20	世富慶川	世富慶右支川	世富慶	0.60	0.25	17	9	国道 329 号: 0.13 km
21	轟川		数久田	0.80	0.24	14	7	
22			許田	0.23	0.06	12	2	道の駅許田、物 産センター
23	杉田川		スギンダ	0.20	0.20	22	6	国道 329 号: 0.02 km
24	楚久川	楚久川	楚久	0.88	0.30	14	8	
25	大浦川		大川	0.88	0.36	8	6	県道 18 号線: 0.10 km
26	〃		大浦	0.10	0.02	22	9	
27	汀間川		三原	0.48	0.16	20	8	

	水系名	溪流名 (河川名)	所在地	溪流概況			保全対策	
				溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均溪床 勾配(度)	人家 戸数	公共施設
28			嘉陽	0.53	0.40	12	0	嘉陽小学校
29	汀間川		村原	0.83	0.20	10	8	国道331号線: 0.13 km
30	〃		三原	2.83	1.96	2	6	
31	〃		〃	0.28	0.02	31	5	

(2) 土石流危険溪流(Ⅱ)

	水系名	溪流名 (河川名)	所在地	溪流概況			保全対策	
				溪流長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均溪床 勾配(度)	人家 戸数	公共施設
1	穴窪川		安和	0.28	0.13	6	1	
2	安和与那川		勝山	1.43	0.93	11	1	
3			稲嶺	0.28	0.14	10	1	
4	我部祖河川	(喜知留川)	伊差川	0.18	0.04	20	2	
5	〃		〃	1.88	0.78	7	3	
6			稲嶺	0.13	0.07	8	1	国道58号: 0.08 km
7	源河大川		源河	0.10	0.03	25	1	
8	後原川	後原川	〃	0.80	0.37	11	1	
9			許田	0.30	0.09	5	2	
10	福地川		〃	0.83	0.13	11	1	
11	汀間川		三原	1.50	0.32	8	1	
12	大浦川		大川	1.10	0.35	24	1	
13	〃		〃	0.18	0.02	15	1	
14	汀間川		三原	0.33	0.07	12	2	
15	〃		〃	0.38	0.05	22	2	
16	〃		〃	0.53	0.09	10	2	
17	〃		〃	0.28	0.03	24	2	
18	〃		〃	1.15	0.23	11	1	
19	〃		〃	0.23	0.03	20	1	
20	汀間川		福地	0.28	0.05	17	1	
21	天仁屋川		天仁屋	0.90	0.21	3	1	

(3) 土石流危険渓流に準ずる渓流 (Ⅲ)

	水系名	渓流名 (河川名)	所在地	渓流概況			保全対策	
				渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均溪床 勾配(度)	人家 戸数	公共施設
1	屋部川		名護	1.08	0.19	8	—	
2	源河川		源河	0.83	0.14	9	—	
3	〃		〃	0.58	0.12	13	—	
4	羽地大川		山田	0.35	0.06	15	—	
5	幸地川		東江	0.58	0.22	16	—	
6	世富慶川		世富慶	1.05	0.26	8	—	
7	轟川		数久田	0.83	0.24	9	—	
8	喜瀬川		喜瀬	0.25	0.06	10	—	
9	嘉陽川		嘉陽	0.40	0.04	10	—	
10	汀間川		三原	0.60	0.21	10	—	
11	大浦川		大川	0.55	0.11	10	—	
12			楚久	0.90	0.28	6	—	
13			〃	0.25	0.08	22	—	

※土石流危険渓流Ⅰ：人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む。）ある土石流危険区域（土石流による被害が及ぶおそれのある区域）に流入する渓流

※土石流危険渓流Ⅱ：人家が1～4戸ある土石流危険区域に流入する渓流

※土石流危険渓流

に準ずる渓流Ⅲ：土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる土石流危険区域内に流入する渓流

※所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：平成29年度沖縄県水防計画

3-3 地すべりによる危険が予想される箇所

	位置	面積	地すべり 指定地の 有無	区域内の保全対策			
				人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の 種類及び数	その他
1	東江	19.7	無	127	3.0	県道 500m	

※ 所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：平成29年度沖縄県水防計画

3-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 (I) 自然斜面

	箇所名	位置		地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定
		大字	小字	傾斜(度)	延長(度)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	
1	源河 2	源河	前川原	35	410	58.2	36		市道(385m)、道路(85m)、河川(145m)、橋(2)	無
2	源河 3	〃	〃	35	475	65.8	22		市道(455m)、道路(65m)、河川(130m)、橋(1)	無
3	源河 4	〃	桃原	49	220	14.0	13		市道(135m)、道路(85m)、河川(140m)	無
4	源河 5	〃	浜原	32	460	44.5	28		県道(175m)、市道(175m)、道路(200m)	無
5	仲尾次 1	仲尾次	仲袋	60	120	7.8	5	公民館 図書館	市道(130m)、公園(1)、拝所(1)	無
6	仲尾次 2	〃	富名作	56	50	12.4	0	役所		無
7	田井等 1	田井等	田井等	45	295	9.0	11	神社	道路(255m)	無
8	呉我 1	呉我	呉我	43	230	14.9	18		市道(145m)、道路(130m)	無
9	呉我 2	〃	〃	39	440	51.7	30		国道(90m)、県道(90m)、道路(240m)	無
10	呉我 3	〃	〃	52	165	34.7	11		国道(15m)、市道(15m)、道路(255m)、河川(50m)、橋(1)	無
11	呉我 4	〃	鍛冶屋原	54	80	6.2	6		市道(35m)、道路(50m)	無
12	我部祖河 1	我部祖河	嵩下原	39	230	16.3	5		市道(125m)	無
13	古我知 1	古我知	〃	51	635	29.1	23	公民館	市道(320m)、道路(50m)、区民広場(1)	無
14	名護 2	名護	上袋原	35	385	21.3	34		市道(340m)、道路(285m)、河川(130m)	無
15	名護 3	名護	幸地又原	59	270	22.0	18	保育所	市道(15m)、道路(280m)	無
16	名護 4	〃	東上原	52	155	48.0	14		道路(160m)、河川(15m)	無
17	名護 6	〃	溝原	35	280	48.6	46		市道(430m)、道路(430m)	無
18	名護 7	〃	嵩石原	37	770	46.7	48		国道(65m)、市道(565m)、道路(325m)、河川(185m)	H5.3.23
19	世富慶	世富慶	世富慶	51	285	87.0	31		市道(245m)、道路(140m)、広場(1)	無
20	数久田 1	数久田	数久田原	40	670	54.7	97		市道(895m)、道路(400m)	無
21	数久田 2	〃	前平原	33	305	109.1	23	保育園	市道(215m)、道路(45m)、河川(75m)	無
22	許田 1	許田	手水原	56	185	42.2	19	神社	国道(45m)、市道(320m)、道路(70m)	無

	箇所名	位置		地形			保全対象			急傾斜地崩壊危険区域の指定
		大字	小字	傾斜(度)	延長(度)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	
23	湖辺底原 1	〃	湖辺底原	43	280	31.0	14		市道(170m)、道路(110m)	無
24	幸喜 1	幸喜	西間原	53	230	28.0	7	小学校 幼稚園	国道(45m)、市道(120m)、道路(130m)	無
25	三原 1	三原	三原	68	150	35.0	6	小学校 幼稚園	道路(160m)	無
26	三原 2	〃	朱呂儀	42	210	100.0	7		市道(170m)	無
27	志根垣 1	志根垣	志根垣又	42	120	128.0	7		市道(110m)、河川(20m)	無
28	汀間	汀間	汀間	62	105	63.4	7		市道(170m)、河川(35m)、橋(1)	無
29	大浦 1	大浦	大浦	48	190	26.0	13		市道(110m)、道路(105m)	無
30	大浦 2	〃	〃	42	245	21.8	15		国道(60m)、市道(185m)、道路(90m)	無
31	二見 2	二見	杉田	32	230	75.0	7		国道(360m)、市道(35m)、道路(20m)、河川(135m)	無
32	辺野古	辺野古	辺野古	55	290	24.0	21		市道(115m)、道路(260m)	無
33	源河 7	源河	田原	30	145	19.4	11		市道(130m)、道路(95m)	無
34	源河 9	〃	桃原	31	645	43.7	24		市道(285m)、道路(175m)、河川(520m)、橋(1)	無
35	嘉陽	嘉陽	マンカ原	44	50	62.3	5		国道(10m)	無
36	朱呂儀 4	三原	朱呂儀	30	200	72.5	7		市道(50m)	無
37	瀬嵩 1	瀬嵩	新田	39	230	16.6	0	知的障害者援護施設		無
38	瀬嵩 2	〃	島原	50	270	29.6	12	公民館	国道(220m)、市道(40m)	無
39	瀬嵩 3	〃	前原	52	70	16.3	2	小学校	市道(65m)	無
40	瀬嵩 4	〃	鍋護	43	160	47.7	4	市役所・交番・保健所	市道(100m)、道路(140m)	無
41	大川 6	大川	道股	42	450	72.9	15		県道(80m)、道路(10m)、河川(80m)	無
42	楚久 1	二見	楚久	37	250	48.9	7		市道(60m)、河川(210m)	無
43	仲尾次 3	仲尾次	川之上	35	70	25.9	6	公民館	市道(215m)、道路(70m)、公園(1)	無
44	川上 1	川上	川上	41	205	16.4	13		道路(455m)	無
45	川上 2	〃	前田	72	175	10.0	5		市道(35m)、道路(15m)、河川(45m)、橋(2)	無
46	山田 3	振慶名	起真	33	65	20.8	5		市道(70m)、河川(65m)	無

	箇所名	位置		地形			保全対象			急傾斜地 崩壊危険 区域の 指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (度)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的 建物	公共 施設	
47	金川 1	伊差川	金川	34	90	42.3	5		市道(115m)	無
48	金川 2	〃	〃	30	220	101.5	11		市道(255m)、道路(155m)	無
49	大北 1	名護	喜知留原	31	110	75.8	5		市道(50m)、道路(65m)	無
50	仲尾 2	仲尾	仲尾	39	245	27.8	10		市道(155m)、道路(55m)	無
51	仲尾 3	〃	〃	40	207	25.2	10		市道(300m)、トンネル(1)	無
52	呉我 8	呉我	鍛冶屋原	32	120	17.4	5		県道(40m)、市道 (55m)、道路(20m)	無
53	田井等 3	田井等	井ガヤ	64	130	9.5	7		道路(65m)	無
54	古我知 3	古我知	古我知原	42	120	7.0	6		道路(10m)	無
55	大東 2	名護	嵩原	41	280	38.2	35		道路(335m)、河川 (25m)、橋(1)	無
56	大東 3	〃	以上原	55	90	13.2	8		市道(35m)、道路(20m)	無
57	名護 11	名護	山川原	36	245	52.9	9		市道(280m)、道路 (100m)、河川(125m)、 橋(1)	無
58	数久田 3	数久田	佐安原	34	100	33.2	5		市道(90m)、道路(25m)	無
59	数久田 4	〃	〃	41	260	34.4	9		道路(140m)	無
60	許田 2	許田	湊川原	55	70	35.6	12		市道(125m)、道路(30m)、 河川(25m)、橋(1)	無
61	喜瀬 1	喜瀬	上間原	51	140	20.4	6		国道(80m)、市道 (90m)、道路(185m)	無
62	宇茂佐 1	宇茂佐	志味屋原	38	170	20.4	0	病院・ 身体障害 者更正援 護施設		無
63	宇茂佐 7	〃	西兼久原	43	340	21.3	59		国道(780m)、市道 (205m)、道路(110m)	H27.12. 1
64	旭川福地 1	旭川	福地原	34	115	28.1	6		道路(90m)	無
65	旭川福地 6	〃	〃	41	70	24.0	5		市道(40m)、河川(25m)	無
66	旭川 1	〃	道又原	37	105	33.8	1	中学校 学生寮	道路(155m)	無
67	旭川 2	〃	〃	36	110	64.4	6			無
68	山入端 2	山入端	山入端	42	385	30.9	12	神社	国道(245m)、市道 (105m)、道路(30m)	無

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ) 自然斜面

	箇所名	位置		地形			保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定
		大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設	
1	源河 1	源河	仲瀬原	90	31	86.0	3	道路(170m)	無
2	源河 6	〃	〃	60	35	90.0	1	道路(45m)	無
3	源河 8	〃	田原	195	30	31.8	4	道路(60m)	無
4	源河 10	源河	桃原	80	49	13.3	3	市道(50m)、道路(55m)、河川(60m)、橋(1)、ポンプ場(1)	無
5	安部	安部	山川股	45	33	15.7	2	国道(5m)	無
6	嘉陽福地 1	三原	嘉陽福地	100	39	70.8	1		無
7	嘉陽福地 2	〃	〃	45	45	43.6	1		無
8	嘉陽福地 3	〃	嘉陽福地	45	49	30.3	1	市道(50m)、道路(20m)	無
9	嘉陽福地 4	〃	〃	45	45	56.7	2	市道(50m)	無
10	嘉陽福地 5	〃	〃	50	42	47.0	1	市道(50m)、河川(10m)	無
11	三原福地 1	〃	福地	25	42	24.1	1	市道(30m)、河川(25m)	無
12	三原福地 2	〃	〃	30	41	82.2	1	市道(25m)、河川(45m)、橋(1)	無
13	三原福地 3	〃	〃	25	35	41.4	1	市道(30m)、河川(35m)	無
14	三原福地 4	〃	〃	35	33	17.8	1	市道(30m)、河川(30m)	無
15	三原福地 5	〃	〃	70	40	50.5	2	市道(60m)、河川(55m)	無
16	三原福地 6	〃	〃	80	54	46.1	1	道路(10m)	無
17	三原福地 7	〃	〃	30	47	16.0	1	市道(30m)	無
18	三原福地 8	〃	〃	25	41	31.8	1	市道(15m)、河川(15m)	無
19	三原福地 9	〃	〃	30	36	54.6	1	市道(25m)、河川(15m)	無
20	三原福地 10	〃	〃	25	32	30.3	1		無
21	三原福地 11	〃	〃	100	47	75.1	3	市道(110m)、道路(110m)、河川(110m)、橋(2)	無
22	三原中田 1	〃	中田	60	43	68.8	2	市道(450m)、河川(30m)	無
23	三原中田 2	三原	中田	220	38	47.5	3	市道(165m)、河川(110m)	無
24	朱呂儀 1	〃	朱呂儀	35	42	91.8	1	市道(20m)、河川(10m)	無
25	朱呂儀 2	〃	〃	25	42	18.1	3	市道(20m)、河川(20m)	無
26	朱呂儀 3	〃	〃	35	61	21.6	4	市道(40m)	無
27	朱呂儀 5	〃	〃	60	47	13.4	4	道路(65m)	無
28	朱呂儀 6	〃	〃	30	47	15.6	2	国道(40m)、県道(30m)、河川(30m)	無
29	志根垣 2	〃	〃	40	40	109.0	1	道路(40m)、河川(30m)、橋(1)	無
30	志根垣 3	〃	〃	120	39	72.3	2	河川(10m)	無

	箇所名	位置		地形			保全対象		急傾斜地 崩壊危険 区域の指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	
31	志根垣 4	〃	〃	55	39	67.3	1	道路(55m)、河川(30m)、橋(1)	無
32	志根垣 5	〃	〃	120	39	130.1	4	道路(110m)、道路(40m)、河川(120m)	無
33	志根垣 6	〃	恩計	30	43	99.6	1		無
34	朱呂儀 7	〃	朱呂儀	25	56	12.2	1	道路(25m)	無
35	朱呂儀 8	〃	〃	30	62	48.2	1	道路(30m)	無
36	大川 1	大川	大股	30	48	99.0	1	道路(20m)、河川(45m)	無
37	大川 2	〃	〃	35	38	108.4	1	道路(30m)	無
38	大川 3	〃	〃	30	43	96.3	1	道路(25m)	無
39	大川 4	〃	〃	30	37	48.2	1	道路(35m)	無
40	大川 5	〃	道股	110	31	90.8	2	県道(110m)	無
41	楚久 2	二見	楚久	75	43	117.0	2		無
42	二見 1	〃	杉田	100	49	85.0	2	国道(70m)	無
43	二見 3	二見	杉田	35	53	37.4	2	市道(40m)	無
44	仲尾次 4	仲尾次	川之上	36	46	12.4	2	道路(5m)、公園(1)	無
45	山田 1	親川	田幸田	35	49	11.3	1		無
46	山田 2	振慶名	起真	75	32	20.1	1	市道(25m)、道路(15m)	無
47	山田 4	伊差川	仲嵩	50	35	28.9	3	市道(50m)、道路(40m)	無
48	大北 2	名護	喜知留原	75	40	7.0	4		無
49	仲尾 1	仲尾	仲尾	90	40	12.9	4	道路(20m)	無
50	呉我 5	呉我	呉我	125	47	13.0	4	県道(10m)	無
51	呉我 6	〃	〃	28	36	8.5	1		無
52	呉我 7	〃	鍛冶屋原	35	50	9.4	4	県道(55m)	無
53	田井等 2	田井等	井ガヤ原	100	42	28.2	2	市道(5m)	無
54	振慶名	振慶名	振慶名	100	61	14.5	4		無
55	我部祖河 2	我部祖河	嵩下原	45	51	9.2	2	市道(5m)、道路(30m)	無
56	伊差川 3	伊差川		50	54	12.9	1	市道(5m)	無
57	伊差川 2	名護	下袋原	60	40	5.0	4	市道(40m)、道路(15m)	無
58	古我知 2	古我知	徳川原	95	36	17.0	4	市道(45m)	無
59	名護 8	〃	古我知原	35	54	13.2	1	道路(35m)	無
60	為又 2	為又	湯比井原	55	34	14.1	1	道路(20m)	無
61	大東 1	名護	嵩原	65	43	41.2	3	河川(75m)、広場(1)、橋(1)	無
62	名護 9	〃	東上原	60	37	19.3	1		無
63	名護 10	〃	〃	40	36	38.6	2	道路(90m)、河川(40m)	無
64	名護 5	〃	東江原	110	43	29.4	3	市道(40m)、道路(20m)	無

	箇所名	位置		地形			保全対象		急傾斜地 崩壊危険 区域の指定
		大字	小字	傾斜 (度)	延長 (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共施設	
65	名護 12	〃	山川原	40	44	37.6	1		無
66	数久田 5	数久田	前平原	85	42	23.0	3	市道(45m)、道路(95m)、 河川(25m)、橋(1)	無
67	数久田 6	数久田	前平原	130	41	50.3	4	市道(130m)、道路(15m)	無
68	許田 3	許田	手水原	80	50	15.9	3	市道(85m)、道路(30m)	無
69	許田福地原 1	〃	福地原	80	31	20.8	1	市道(55m)、道路(15m)	無
70	許田福地原 2	〃	〃	25	47	7.6	1	市道(30m)、道路(15m)	無
71	許田福地原 3	〃	〃	95	40	17.4	2	市道(10m)、道路(15m)	無
72	許田福地原 4	〃	〃	48	39	27.5	2	道路(40m)	無
73	許田 4	〃	古知屋又原	15	46	39.2	1	市道(25m)、河川(25m)	無
74	許田 5	〃	〃	60	42	23.7	2	市道(55m)	無
75	許田 6	〃	〃	15	42	11.4	1	道路(5m)	無
76	許田 7	〃	〃	25	39	13.2	1		無
77	許田 8	〃	〃	30	60	32.1	1		無
78	湖辺底原 3	幸喜	湖辺底原	45	41	24.3	1	国道(55m)	無
79	湖辺底原 2	〃	又原	25	46	37.9	1	市道(25m)	無
80	幸喜 2	〃	仲兼久原	55	32	15.0	4	市道(50m)	無
81	安和志川 1	旭川	安和志川	50	37	19.4	1	県道(40m)、道路(45m)	無
82	安和志川 2	〃	〃	55	36	14.0	1	道路(5m)	無
83	中山 1	中山	鍋久保原	30	35	23.6	1	道路(150m)、河川(10m)	無
84	中山 2	〃	新山之端原	50	33	16.9	1	道路(10m)	無
85	中山 3	〃	古山入端原	50	36	11.8	1	道路(90m)	無
86	中山 4	〃	新山之端原	30	35	12.4	1	道路(10m)	無
87	宇茂佐 2	宇茂佐	志味屋原	55	48	10.5	1		無
88	宇茂佐 3	〃	〃	130	39	22.1	4	道路(160m)	無
89	宇茂佐 4	〃	新波原	45	37	33.3	3	道路(30m)、河川(25m)	無
90	宇茂佐 5	宇茂佐	大土原	25	44	24.2	1	道路(45m)	無
91	宇茂佐 6	〃	西兼久原	45	32	11.7	2	公園(1)	無
92	旭川福地 2	旭川	福地原	65	35	27.9	2	県道(30m)、河川 (40m)、橋(1)	無
93	旭川福地 3	〃	〃	130	44	38.2	2	県道(145m)、道路(30m)、 河川(125m)、橋(1)	無
94	旭川福地 4	〃	〃	130	42	26.8	2	県道(15m)、河川(35m)、 橋(1)	無
95	旭川福地 5	〃	〃	20	55	28.0	1		無
96	安和志川 3	〃	安和志川	30	31	12.0	1	道路(20m)	無
97	旭川 4	〃	道又原	25	35	36.4	1	市道(30m)	無

	箇所名	位置		地形			保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定
		大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設	
98	旭川 5	〃	道又原	40	38	34.0	1	市道(25m)	無
99	旭川 6	〃	〃	40	39	27.8	1	市道(35m)	無
100	旭川 3	〃	渡真原	75	32	50.5	1	市道(75m)、配水池(1)	無
101	旭川 7	〃	道越原	100	41	18.8	2	市道(65m)	無
102	旭川 8	〃	渡真原	75	37	37.1	2	道路(25m)	無
103	旭川 9	〃	道越原	60	35	33.7	2	市道(65m)、道路(35m)	無
104	山入端 1	山入端	仲上原	40	31	10.3	1		無
105	勝山 1	勝山	阿礎原	40	36	30.1	2	市道(30m)、道路(20m)、河川(35m)	無
106	勝山 2	〃	西猫川原	30	51	17.4	1	市道(20m)	無
107	勝山 3	〃	我謝如古原	25	33	26.3	1	市道(25m)	無
108	勝山 4	〃	〃	45	30	14.2	1	道路(15m)	無

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅲ)以外の箇所

箇所名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域			
	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
教久田(7)-1 教久田(7)-2 教久田(7)-3	H21.2.13	第76号		

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設などの災害時要援護者関連施設のある場合を含む。）ある箇所

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が1～4戸ある箇所

※所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：平成29年度沖縄県水防計画

3-5 土砂災害警戒区域一覧

(1) 急傾斜地の崩壊

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローゾーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況 (注1)	告示番号	告示年月日
仲尾次(5)	仲尾次	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
仲尾次(6)	仲尾次	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
田井等(4)	田井等	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
田井等(5)	田井等	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
田井等(6)	田井等	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
伊差川(4)	伊差川	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
名護(2)-3	名護	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
名護(8)-1	名護	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
名護(8)-2	名護	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
為又(1)	為又	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
為又(2)	為又	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日

(2) 土石流

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローゾーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況 (注1)	告示番号	告示年月日
源河(1) 209-A14-04	源河(1)	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
源河(1) 209-A14-05	源河(1)	指定済み	なし	第261号	平成28年5月13日
源河(1) 209-A14-18	源河(1)	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
源河(1) 209-B14-28	源河(1)	指定済み	なし	第261号	平成28年5月13日
源河(1) 209-C14-33	源河(1)	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
源河(1) 209-C14-34	源河(1)	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
源河(2) 209-A14-22	源河(2)	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
源河(3) 209-B14-26	源河(3)	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
稲嶺 209-B14-17	稲嶺	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
稲嶺 209-B14-25	稲嶺	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
真喜屋 209-A14-10	真喜屋	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日
仲尾次 209-A14-13	仲尾次	指定済み	未指定	第261号	平成28年5月13日

箇所名	所在地	警戒区域 (ゾーン) 指定状況	特別警戒区域 (ゾーン) 指定状況 (注1)	告示番号	告示年月日
川上 209-A14-03	川上	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
田井等 209-A14-02	田井等	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
田井等 209-C14-35	田井等	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
伊差川 209-A14-15	伊差川	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
伊差川 209-B14-23	伊差川	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
伊差川 209-B14-24	伊差川	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大北 209-A13-22	大北	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大北 209-A14-01	大北	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大北 209-C13-50	大北	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大東 209-A13-19	大東	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大東 209-A13-35	大東	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
大東 209-A13-36	大東	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
東江 209-A17-03	東江	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
東江 209-A17-04	東江	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
東江 209-C17-11	東江	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
世富慶 209-A17-06	世富慶	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
世富慶 209-C17-12	世富慶	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-02	数久田	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-05-1	数久田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-05-2	数久田	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-A17-07	数久田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-C17-13-1	数久田	指定済み	なし	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
数久田 209-C17-13-2	数久田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
許田 209-A17-10-1	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
許田 209-A17-10-2	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
許田 209-B17-08	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローゾーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況 (注1)	告示番号	告示年月日
許田 209-B17-09	許田	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日
喜瀬 209-C17-14	喜瀬	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日

(3) 地すべり

箇所名	所在地	警戒区域 (イエローゾーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況 (注1)	告示番号	告示年月日
東江 2	東江	指定済み	未指定	第 261 号	平成 28 年 5 月 13 日

(注1) 「特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況」凡例について

未指定：特別警戒区域指定基準を満たした区域が設定されているが、指定はまだ行われていない。

なし：特別警戒区域指定の基準を満たさず、区域が設定されていない。

資料：沖縄県北部土木事務所

3-6 重要水防区域等一覧

(1) 重要水防区域内で危険と予想される区域 (河川)

平成 29 年 4 月 1 日現在

	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		流路延長 (m)	区域	流路延長 (m)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
1	羽地大川	1.8	名護市川上～河口	1.7	名護市川上	溢水	372	42.7	1,430	63.7
2	源河川	1.9	〃 源河～河口	1.1	〃 源河	〃	264	28.5	1,010	48.1
3	真謝川	1.8	〃 喜瀬～河口	0.9	〃 喜瀬	〃	132	25.2	500	34.6
4	轟川	1.0	〃 数久田～河口	0.3	〃 数久田	〃	96	0.6	370	10.6
5	幸地川	1.4	〃 名護～河口	0.8	〃 名護	〃	360	2.1	1,380	24.0
6	屋部川	5.0	〃 宮里～河口	1.0	〃 宮里	〃	613	160.1	2,350	203.3
7	西屋部川	2.0	〃 屋部～屋部川合流点	0.7	〃 屋部	〃	589	38.7	2,250	74.7
8	東屋部川	1.2	〃 名護～屋部川合流点	1.2	〃 名護	〃	50	8.0	150	10.5
9	汀間川	3.5	汀間川砂防ダム～河川	1.7	〃 三原	〃	74	38.6	285	56.2
10	我部祖河川	3.6	名護市伊差川～河口	2.5	名護市我部祖河～山田	〃	348	133.9	1,330	164.4

(2) 重要水防区域内で危険と予想される区域 (海岸)

平成 29 年 4 月 1 日現在

	海岸名	水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長 (m)	区域	延長 (m)	区域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	面積 (ha)
1	名護海岸	10,735	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稲嶺、源河、喜瀬地区	9,050	宇茂佐、屋部、山入端、済井出、嘉陽、東江、稲嶺、源河、喜瀬地区	越波	1,258	45.9	15.8

(3) 重要水防区域外で危険と予想される区域 (河川)

平成 29 年 4 月 1 日現在

	河川名	区 域		危険と予想される 主な区域		予想 される 危険	予想される被害の程度			
		流路 延長 (m)	区 域	流路 延長 (m)	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
1	世富慶川	1.24	河口上流より 1.24 km～河口	0.4	名護市世富慶	溢水	26	0.5	101	2.1

(4) 重要水防区域外で危険と予想される区域 (海岸)

平成 29 年 4 月 1 日現在

	海岸名	区 域		危険と予想される主な区域		予想 される 危険	予想される被害の程度		
		延長 (m)	区 域	延長 (m)	区 域		家屋 (棟)	耕地 (ha)	面積 (ha)
1	運天港海岸	630	饒平名、屋我地区	102	屋我地区	越波	17	0	4.5
2	久志海岸	876	久志地区	876	久志地区	〃	45	0.3	2.2

※ 所轄土木事務所は沖縄県北部土木事務所、水防管理団体は名護市

資料：平成29年度沖縄県水防計画

3-7 県管理道路（指定区間外国道、県道）危険区域

平成 29 年 4 月 1 日現在

路線名	想定される事態	同左区域	同左延長	代替路線名	摘要
国道 331 号	落石・崩壊・地すべり	名護市瀬嵩～天仁屋	13,985m	なし	交通不能
国道 449 号	路面冠水	名護市屋部	400m	国道 449 号バイパス	
国道 505 号	落石・崩壊・地すべり	名護市呉我～仲尾次	4,265m	国道 58 号、名護宜野座線	
名護宜野座線	落石・崩壊	名護市呉我	235m	市道	
名護運天港線	〃	名護市屋部～旭川	335m	国道 449 号、名護本部線	
名護本部線	〃	名護市中山	1,765m	名護運天港線、市道	
県道 13 号線	落石・崩壊・地すべり	名護市久志	10m	国道 329 号	
県道 14 号線	落石・盛土の崩壊	名護市源河	1,560m	なし	

資料：平成 29 年度沖縄県水防計画

4 消防関係

4-1 消防団組織

消 防 団 長	消 防 副 団 長	団名	地区名
		名護分団	名護地区
		羽地分団	羽地地区
		屋部分団	屋部地区
		久志分団	久志地区
		屋我地分団	屋我地地区
		機能別分団	市内

4-2 消防署職員及び消防団員数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区 分		実数	定数
消防職員数	司令長	1	1
	司令	4	4
	司令補	16	16
	士長	22	23
	副士長	13	
	消防士	11	1
	その他職員	0	
	総数	67	67
消防団員数		164	292

4-3 消防署管内の現有車両台数

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

消 防 署													消 防 団					
消防ポンプ自動車			梯子車		化学車		救急車		工作車		広 報 車	指 令 車	そ の 他	可 搬 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車	そ の 他	
基 準	現 有		基 準	現 有	基 準	現 有	基 準	現 有	基 準	現 有								
	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車									水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車							
4	1	2	3	1	1	1	1	3	3	1	1	1	0	7	2	9	0	0

4-4 消防水利

消防水利	消火栓	417
	防火水槽	146

4-5 救命、救助器具

(1) 消防本部 (署)

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量	種別	器具名	数量
一般救助用器具	かぎ付はしご	3	破壊用器具	万能斧	11	水難救助用器具	潜水器具	7
	三連はしご	3		ハンマー	3		救命胴衣	21
	空気式救助マット	0		削岩機	1		水中投光器・水中ライト	1
	救命索発射装置	1		ハンマードリル	1		救命浮環	12
	救助用縛帯	5	測定用呼吸保護器具	複合ガス検知器	1		浮標	2
	災害用タンカ	20		線量計	7		水上バイク	1
	減圧式張力計	1		空気呼吸器	23	その他の救助用器具	山岳救助資機材	1
	サバイバースリング	1		防塵・防毒マスク	40		都市型救助機材	1
重量物排除器具	油圧ジャッキ	1	送排風機	3	バスケット型担架		1	
	油圧スプレッター	1	高圧空気圧縮機	1	投光器		4	
	可搬ウインチ	2			携帯拡声器		5	
	マット式空気ジャッキ	3	隊員保護用器具	耐電手袋	13		FLIR (赤外線カメラ)	1
切断用器具	油圧切断機	1		耐電衣	4		シートベルトカッター・ハサミ	3
	エンジンカッター	2		耐電ズボン	4		ウインドポンチ	5
	ガス溶断器	1		耐電長靴	6		安全ベルト	9
	チェーンソー	2		防護服	9			
	鉄線カッター	7		耐熱服	4			

(2) 久志出張所

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量	種別	器具名	数量
一般救助用器具	三連はしご	1	破壊用器具	万能斧	4	水難救助用器具	潜水器具	2
	カラビナ	13		ハンマー	1		救命胴衣	6
	滑車	4		レスキューハンマー	1		救命浮環	1
	バスケット型タンカ	1		バール	3		水上バイク	1
	可搬ウィンチ	1		ウインドポンチ	2		救助用ライフスレッド	1
除重量物排	油圧スプレッダー	1	測定用器具	複合ガス検知器	1	その他の救助器具	ヘルメット	2
	マット式空気ジャッキ	2					投光器	1
切断用器具	油圧切断機	1	隊員保護用器具	空気呼吸器	3		携帯拡声器	2
	エンジンカッター	1					携帯無線機	2
	チェーンソー	1					水中ポンプ	3
	鉄線カッター	1				レスキューチューブ	1	

4-6 危険物の施設一覧表

(1) 危険物の大量貯蔵施設（貯蔵量 100kL 以上の事業所）

事業所	所在地 (名護市)	総容量 (KL)	最大タンク		タンク・その他
			油種 (KL)	形式	
りゅうせきロジコム 北部物流センター	字安和881番地	254.206	重油 154.672 軽油 60.424	鋼製タンク	屋外タンク 4 屋内貯蔵所 1
(株)山浩商事 名護石油	東江 四丁目2番16号	132.559	重油 56.853	鋼製タンク	屋外タンク 4
合資会社三光 屋部給油所	字茂佐の森 四丁目19番地1	192.000	ガソリン 48.000 重油 48.000 軽油 96.000	強化プラスチック製第二殻タンク	地下タンク 4

(2) 高圧ガス

① 一般ガス現況

名称	ガスの種類・数量	所在地 (名護市)
中央食品 (株)	NH3 (アンモニウムガス)	字許田 278 番地
名護製氷 (株)	NH3 (アンモニウムガス)	城二丁目 17 番 11 号
(社)北部地区医師会病院	O2・N2・LPG・蒸気ガス	字宇茂佐 1712 番地 3
県立北部病院	O2・N2・LO2	大中二丁目 12 番 3 号

② 液化石油ガス（貯層設置）現況

名称	ガスの種類	所在地 (名護市)
(株)りゅうせき名護営業所	ブタン 50 t 屋外タンク	字安和 881 番地
合同会社名護オートガス	ブタン 15 t 地下タンク	大中四丁目 1 番 21 号
エッカ石油 (株) 合資会社名護タクシー	ブタン 15 t 屋外タンク	宮里七丁目 22 番 31 号
沖縄協同ガス (株) 北部営業所	ブタン 50 t 屋外タンク	字我部祖河 1036 番地 1
ゴールド通産 大北オートガス	ブタン 10 t 地下タンク	大北五丁目 20 番 12 号

5 通信関係

5-1 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

(1) 県出先等関係機関

地区	県出先機関名	代表部署	発進特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	北部合庁		6	71		-	0980-54-0658
	北部保健所		-	640	4	5	0980-52-2714
	北部病院		-	660	4	5	0980-52-2719
中部地区	中部合庁 (中部保健所含む)		6	71	7494	-	098-938-9886
	中部病院	保衛	-	661	4	5	098-973-4111
	中部農業改良 普及センター		6	71	7580	-	098-894-6521
	中部農林土木事務所		6	71	1310	-	098-894-6525
	中頭教育事務所		6	71	7480	-	098-939-0044
	中部土木事務所	維持管理課	6	71	1250	-	098-894-6512
南部地区	南部保健所	企画課	-	641	4	5	098-889-6351
	南部医療センター・ こども医療センター	総務課	-	662	4	5	098-888-0123
	南部農林土木事務所		6	71	5029	098-867- 2978	098-867-2770
	那覇教育事務所	庶務係	6	71	5240	-	098-866-2333
宮古地区	宮古合庁		66	205			0980-72-2551
	宮古保健所	庶務係	外線卸(県 NW)+#	642	4	5	0980-72-2420
	宮古病院		-	663	4	5	0980-72-3151
八重山地区	八重山合庁 (八重山保健所含む)		66	206	2735	2330	0980-82-3240
	八重山病院	電話交換室	-	664	4	5	0980-83-2525

(2) 防災関係機関

地区	防災関係機関名	代表部署	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
南部地区	沖縄気象台	予報課	680	4	5	098-833-4281
	第十一管区海上保安本部	救難課	681	4	5	098-867-0118
	陸上自衛隊	那覇駐屯地	682	局番のみ		098-857-1155
	NHK 沖縄放送局		683	4	5	098-865-2222
	日本赤十字社沖縄支部		684	4	5	098-835-1177
	沖縄電力(株)	総務課	685	4	5	098-877-2341

(3) 市町村

地区	市町村名	代表部署	発進特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	名護市	総務課	8	210	9921	未接続	0980-53-1212
	国頭村	総務課	外線 17	211	9922	〃	0980-41-2101
	大宜味村	総務課	ボタン 5	212	9923	〃	0980-44-3001
	東村	総務財政課	外線 12	213	9924	〃	0980-43-2201
	今帰仁村	総務課		不要	9925	〃	0980-55-2101
	本部町	総務課	61	215	9926	〃	0980-47-2101
	恩納村	総務課	88	216	9927	〃	098-966-1200
	宜野座村	総務課		不要	9928	〃	098-968-5111
	金武町	総務課	外線 5	218	9929	〃	098-968-2111
	伊江村	総務課		不要	9930	〃	0980-49-2001
	伊平屋村	総務課		不要	9931	〃	0980-46-2001
	伊是名村	総務課		不要	9932	〃	0980-45-2001
中部地区	うるま市	基地対策課	7	230	9933	〃	098-974-3111
	宜野湾市	総務課	6	231	9934	〃	098-893-4411
	浦添市	防災危機管理室	特番 (**)	232	9935	〃	098-876-1234
	沖縄市	防災課	8	233	9936	〃	098-939-7773
	読谷村	総務課		不要	9937	〃	098-982-9201
	嘉手納町	総務関係課	7	235	9938	〃	098-956-1111
	北谷町	総務課		不要	9939	〃	098-936-1234
	北中城村	総務課	8	237	9940	〃	098-935-2233
	中城村	総務課		不要	9941	〃	098-895-2131
	西原町	総務課	7	239	9942	〃	098-945-5011
南部地区	那覇市	市民防災室	44	250	9943	〃	098-861-1102
	糸満市	市民生活環境課	6	251	9944	〃	098-840-8111
	豊見城市	総務課	7	252	9945	〃	098-850-0024
	南城市	総務課		不要	9946	〃	098-948-7111
	八重瀬町	防災無線室	外線 5	254	9947	〃	098-998-2200
	与那原町	総務課	*	255	9948	〃	098-945-2201
	南風原町	総務課	7	256	9949	庁舎交換 機収容 7	098-889-4415
	久米島町	総務課		不要	9950	未接続	098-985-7121
	渡嘉敷村	総務課	8	258	9951	〃	098-987-2321
	座間味村	総務課		不要	9952	〃	098-987-2311
	粟国村	総務課		不要	9953	〃	098-988-2016
	渡名喜村	2階会議室	外線 (9~12)	261	9954	〃	098-989-2002
大東地区	南大東村	総務課	外線ホ ^テ ル 11+6	262	9955	〃	09802-2-2001
	北大東村	総務課	防災ホ ^テ ル	263	9956	〃	09802-3-4001

地区	市町村名	代表部署	発進特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
			+6				
宮古地区	宮古島市	総務課	70	270	9957	未接続	0980-72-3751
	多良間村	総務財政課	7	271	9958	〃	0980-79-2011
八重山地区	石垣市	防災危機管理室	85	280	9959	〃	0980-87-5533
	竹富町	総務課		不要	9960	〃	0980-82-6191
	与那国町	固定資産室		不要	9961	〃	0980-87-2241

(4) 消防機関

地区	消防本部名	代表部署	発進特番	局番号	ホットライン 個別番号	FAX 番号	NTT 番号
北部地区	名護市消防	通信司令室	発信ボタ	600	4	5	0980-52-1142
	国頭地区消防	通信司令室		不要	4	未接続	0980-41-5100
	本・今消防	通信司令室	外線 7	602	4	5	0980-47-7119
	金武地区消防	通信司令室		603	4	5	098-968-2020
中部地区	沖縄市消防	通信司令室	外線 7	604	4	5	098-929-0900
	宜野湾消防	通信司令室	外線 8	605	4	5	098-892-2299
	浦添市消防	通信司令室		606	4	5	098-875-0119
	うるま市消防	通信司令室	6	607	4	5	098-973-4838
	ニライ消防	通信司令室	外線 9	608	4	5	098-956-9914
	中・北消防	通信司令室	外線 8	609	4	5	098-935-4747
南部地区	那覇市消防	通信司令室	44	610	4	5	098-867-0119
	糸満市消防	通信司令室	外線 6	611	4	5	098-992-3661
	豊見城市消防	通信司令室	外線 4	612	4	5	098-850-9108
	島尻消防	通信司令室	外線 12	613	4	5	098-948-2512
	東部消防	通信司令室	8	614	4	5	098-945-2200
	久米島町消防	通信司令室		615	4	5	098-985-3281
宮古地区	宮古島市消防	通信司令室	8	616	4	5	0980-72-0943
八重山地区	石垣市消防	通信司令室		617	4	5	0980-82-0119

5-2 沖縄地方非常通信協議会構成機関一覧

構 成 機 関 名	
沖縄県（防災危機管理課）	（株）いとまんコミュニティーエフエム放送
沖縄県警察本部	（株）エフエム二十一
沖縄気象台	（株）FMコザ
内閣府沖縄総合事務局	FM琉球（株）
第十一管区海上保安本部	（株）沖縄タイムス社
九州管区警察局沖縄県情報通信部	（株）琉球新報社
那覇地方検察庁	沖縄電力（株）
総務省沖縄総合通信事務所	電源開発（株）火力事業部石川石炭火力発電所
日本赤十字社沖縄県支部	全日本空輸（株）沖縄空港支店
日本銀行那覇支店	日本トランスオーシャン航空（株）
（株）NTT西日本沖縄支店	琉球海運（株）
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社	（株）興洋電子
沖縄セルラー電話（株）	（株）沖電子
KDDI（株）那覇テクニカルセンター	沖縄瓦斯（株）
ソフトバンクモバイル（株）	沖縄南部タクシー協同組合
ソフトバンクテレコム（株）九州ネットワークセンター	沖縄乗用自動車事業協同組合
NHK沖縄放送局	那覇個人タクシー事業協同組合
琉球放送（株）	（社）沖縄県漁業無線協会
沖縄テレビ放送（株）	（社）沖縄移動無線センター
琉球朝日放送（株）	（財）移動無線センター関東センター沖縄事務所
（株）ラジオ沖縄	（社）全国陸上無線協会沖縄支部
（株）エフエム沖縄	（社）日本アマチュア無線連盟沖縄県支部
宮古テレビ（株）	（株）FMよみたん
（有）石垣コミュニティーエフエム	沖縄ラジオ（株）
（株）FMうるま	（株）FMとよみ
（株）クレスト（FMニライ）	（株）エフエムやんばる

※市町村を除く

6 避難所関係

6-1 指定避難所

番号	施設名	所在地（名護市）
1	名護市立羽地小学校（体育館）	字田井等601番地2
2	名護市立名護小学校（体育館）	大西二丁目2番22号
3	名護市立久辺小学校（体育館）	字豊原208番地
4	名護市立羽地中学校（体育館）	字仲尾次770番地
5	名護市立久辺中学校（体育館）	字豊原208番地
6	名護市立大北小学校（体育館）	大北四丁目19番37号

6-2 津波緊急避難場所（施設）

No.	避難予定場所候補地・施設	所在地（名護市）
1	喜瀬カントリークラブ宿舎前	字喜瀬 1345 番地 1
2	喜瀬ビーチパレスホテル	字喜瀬 115 番地 2
3	AJ 幸喜リゾート	字幸喜 117 番地
4	沖縄サンコーストホテル	字幸喜 108 番地
5	幸喜貯水タンク前	字幸喜 499 番地地先
6	仲兼久原高台	幸喜幹線農道 1 号線
7	赤混田原高台	幸喜幹線農道 1 号線
8	許田区津波避難目標地点	字許田 675 番地
9	許田ゴルフクラブ	字許田 505 番地 1
10	タンク場前	数久田 1 号線
11	世富慶運動公園	字世富慶 139 番地 1
12	名護市食肉センター駐車場	字世富慶 755 番地
13	名護城公園ノッポ椰子の広場	字名護（名護城公園内）
14	名護城大橋	県道 18 号線上
15	オリオンビール名護工場	東江二丁目 2 番 1 号
16	ホテルルートイン名護	東江五丁目 11 番 3 号
17	県営東江高層住宅	東江五丁目 1 番 1 号
18	名護市民会館	港二丁目 1 番 1 号
19	大東区公園	大東三丁目 11 番 18 号
20	産業支援センター	大中一丁目 19 番 24 号
21	ホテルデルフィーノ名護	大南一丁目 5 番 14 号
22	大中緑地公園	大中三丁目 17 番
23	嵩原公園	大中五丁目 1 番
24	大西公民館	大西三丁目 8 番 12 号

No.	避難予定場所候補地・施設	所在地（名護市）
25	うみのほし幼稚園	大西二丁目1番20号
26	柳児童公園	大北五丁目9番11号
27	大中公園	大北一丁目3703番1号
28	大北公民館	大北一丁目7番1号
29	為又公園	字為又507番地48
30	北部地区医師会北部看護学校の駐車場	字為又1219番地91
31	スーパーホテル沖縄名護	字宮里1018番地
32	大宮小学校	宮里五丁目13番22号
33	宮里キリストの教会駐車場	宮里三丁目30番30号
34	名護厚生園	宮里五丁目4番29号
35	市立中央図書館	宮里五丁目6番1号
36	ホテルゆがふいんおきなわ	字宮里453番地1
37	宮里公園	宮里四丁目7番
38	久志公園	字久志790番地1
39	みらい四号館	字久志283番地
40	豊原公民館	字豊原221番地24
41	久辺小学校	字豊原208番地
42	久辺中学校	字豊原208番地
43	辺野古紫雲道場	字辺野古134番地15
44	辺野古運動公園	字辺野古360番地79
45	デイサービス 二見の里	字二見241番地7
46	大川区津波避難目標地点1（旧道と県道の合流地点）	旧県道18号
47	大川区津波避難目標地点2（大股）	農道（名護市）
48	エナジックカントリークラブ駐車場	字瀬嵩463番地3
49	汀間区津波避難場所（県タンク）	字汀間地内
50	三原区津波避難目標地点	三原志根垣線延長上
51	安部区津波避難目標地点1（安部市営住宅上）	安部農道
52	安部区津波避難目標地点2	国道331号
53	カヌチャベイリゾート駐車場	字安部156番地2
54	嘉陽区津波避難目標地点	農道
55	上城（拝所）	字嘉陽41番地
56	名護市ポンプ場横一帯	字嘉陽41番地
57	底仁屋公民館	字天仁屋696番地1
58	天仁屋公民館	字天仁屋273番地
59	有津簡易水道タンク	字天仁屋516番地
60	有津津波避難目標地点1	国道331号
61	有津津波避難目標地点2	国道331号
62	伊差川運動公園	字伊差川32番地2
63	川上公民館	字川上3番地

No.	避難予定場所候補地・施設	所在地（名護市）
64	親川公民館	字親川 67 番地 1
65	仲尾区津波避難目標地点	字親川地内
66	山田公園	字田井等 909 番地
67	我部祖河之御嶽	字我部祖河 33 番地 1
68	源河区津波避難目標地点 1	字源河 1856 番地
69	源河区津波避難目標地点 2	県道 14 号線
70	稲嶺区津波避難目標地点（クイユウのT字路）	稲嶺地区農免農道
71	真喜屋阿社義	字真喜屋 84 番地
72	真喜屋公民館	字真喜屋 73 番地
73	屋之上（ヤヌウイ）	字仲尾次 1067 番地 1
74	羽地支所	字仲尾次 829 番地
75	羽地中学校	字仲尾次 756 番地
76	嵐山の茶工場	字呉我 940 番地 2
77	嵐山展望台	字呉我 1460 番地 2
78	あだね川公園	字宇茂佐の森 4 番地 9
79	名護特別支援学校後方交差点	字宇茂佐の森地内
80	県職員住宅入口	字宇茂佐 428 番地 15
81	名護療育園	字宇茂佐 1765 番地
82	勝山ガーデンゴルフ練習場前	屋部 26 号線勝山線
83	屋部区津波避難目標地点（国道 449 号線）	国道 449 号
84	山入端区津波目標地点 1	砂田原線
85	山入端区津波避難目標地点 2 (25 年度のハザードマップでは安和区変電所前になっている)	上原線
86	安和区津波避難目標地点	山入端 13 号線
87	琉球セメント事務所屋上	字安和 1008 番地
88	部間権現の鳥居	字安和 2640 番地
89	中山公民館	字中山 129 番地
90	饒平名区一時避難場所	字饒平名 1243 番地 1
91	屋我地支所	字饒平名 1177 番地 1
92	山口バス停前	字我部 1119 番地
93	農業用 2 号給水所	字運天原 676 番地 3
94	運天原共同墓地駐車場	字運天原 575 番地 1
95	ナガマシのあじま	字運天原 89 番地
96	伊是名高台 1	屋我地東部農道 6 号
97	伊是名高台 2	屋我地東部農道 6 号
98	伊是名高台 3	屋我地東部農道 6 号
99	拝所	字屋我 272 番地

7 備蓄・給水関係

7-1 補給水源

水源	種類	施設名	施設能力 (m^3)	備考
環境水道部	浄水	旭川 配水池	225	揚水
		天仁屋 "	142	
		辺野古 "	3,800	
		二見 "	900	
		為又(1) "	4,350	
		為又(2) "	4,350	
		伊差川 "	1,000	
		仲尾次 "	450	
		屋我地 "	810	
		中山 "	1,600	

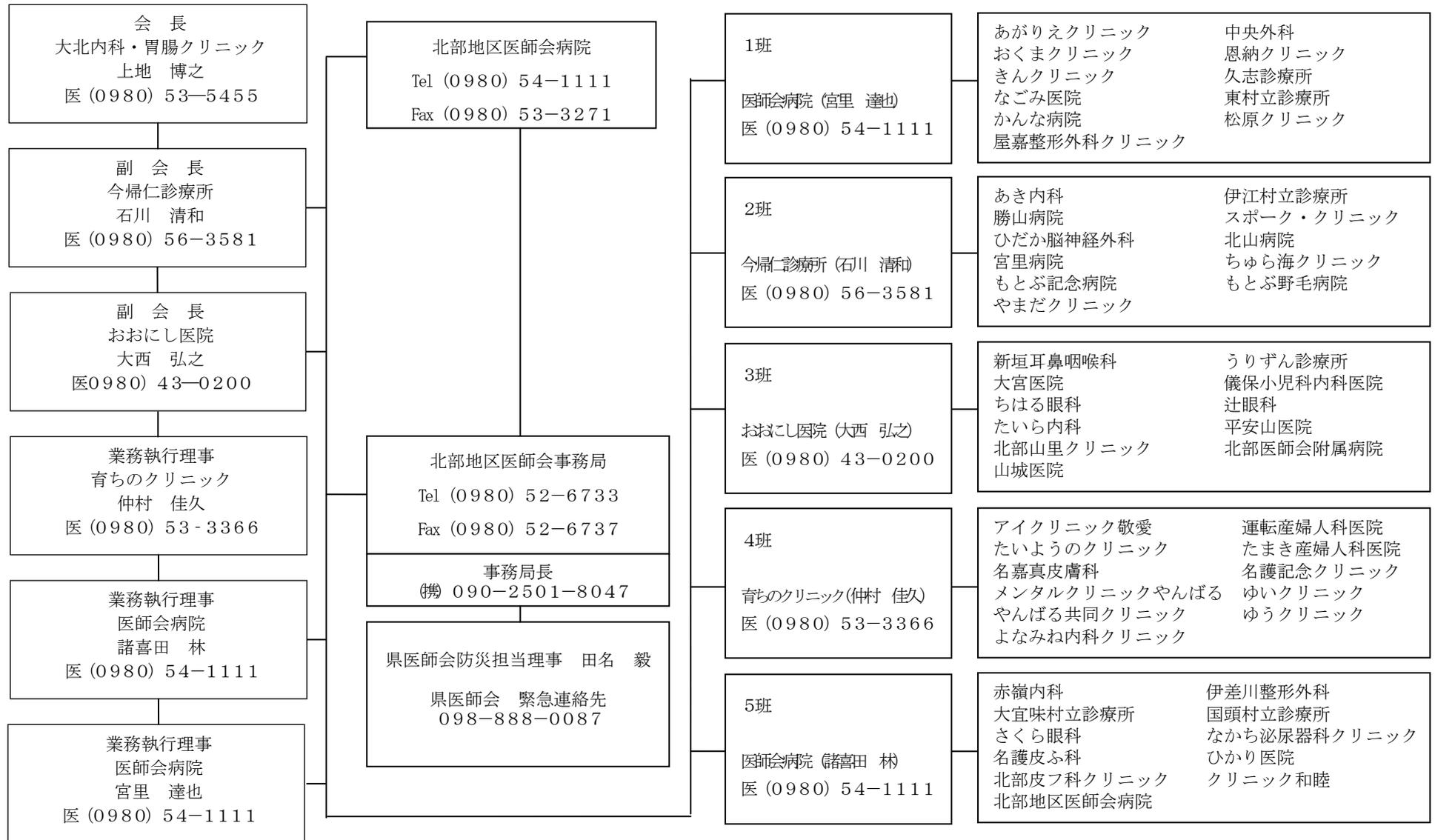
7-2 給水タンク車等の保有状況

所管	種別	能力 (ℓ)	保有台数	電話 (0980)
消防本部 (署)	水槽付ポンプ車	2,000	3	52-2121
	水槽付ポンプ車	1,500	1	
	動力ポンプ付水槽車	10,000	1	
	動力ポンプ付積載車		1	
	ポンプ積載車		1	
久志出張所	水槽付ポンプ車	2,000	1	51-9119
羽地分団	ポンプ車	990	1	
	ポンプ車	800	1	
久志分団	ポンプ車	990	2	
	ポンプ車	900	1	
屋部分団	水槽付ポンプ車	800	1	52-2121
	動力ポンプ付積載車	0	1	
屋我地分団	ポンプ車	800	1	
名護分団	動力ポンプ付積載車	0	1	
	ポンプ車	990	1	
	ポンプ車	800	1	

8 医療関係

8-1 災害時医療救急班連絡系統図（北部地区医師会）

H29.9.1 現在



9 交通・輸送関係

9-1 ヘリコプター離着陸可能場所一覧表

番号	地区	名称	所在地	※座標 (WGS)	※※着陸帯 長さ×幅 (m)	地盤	管理者等	連絡先	※※※備考 標高
1	名護・屋部	ザ・ブセナテラス	字喜瀬 180 番地	N26° 32' 19" E27° 56' 07"	15×15	芝グラウンド	ザ・テラスホテルズ 株式会社	0980-51-1333	D rヘリ RP 標高 7 m
2		ザ・ブセナテラス (駐車場)	字喜瀬 180 番地	N26° 32' 10" E127° 56' 05"	15×15	アスファルト	ザ・テラスホテルズ 株式会社	0980-51-1333	D rヘリ RP 標高 5 m
3		オキナワ マリオット リゾート & スパ	喜瀬 1490 番地 1	N26° 31' 49" E27° 56' 08"	15×15	アスファルト	株式会社ラグーン リゾート名護	0980-51-1000	ME SHヘリ RP 標高 40m
4		数久田グラウンド	字数久田 954 番地 1	N26° 34' 12" E27° 50' 53"	15×15	転圧 (芝グラウンド)	数久田区	0980-52-3394 (数久田公民館 維持管理室)	D rヘリ RP ME SHヘリ RP 標高 5 m
5		名護漁港	城三丁目 6 番	N26° 35' 11" E27° 58' 52"	15×15	コンクリート	名護漁業協同組合 第十一管区海上保安本部 那覇海上保安部 名護海上保安署	0980-52-2812 0980 - 53-0118	D rヘリ RP ME SHヘリ RP 標高 1 m
6		21 世紀の森公園・ 多目的広場 1 (サッカー・ラグビー場)	宮里二丁目 2 番	N26° 35' 34" E127° 58' 09"	65×100	芝グラウンド	名護市財産管理課施設 管理係	0980-53-1212	自衛隊ヘリ離着陸 実績あり 標高 2 m
7		名護市民ビーチ (中央突堤)	宮里二丁目 2 番	N26° 35' 25" E27° 58' 07"	15×15	コンクリート	名護市労働福祉センター 名護市財産管理課施設 管理係	0980-52-3183 0980-53-1212	D rヘリ RP 標高 4 m
8		公立大学法人名桜大学 野球場	為又 1220 番地 1	N26° 37' 27" E27° 58' 20"	12, 175 m ²	芝グラウンド	公立大学法人名桜大学	0980-51-1100 0980-51-1067	自衛隊ヘリ離着陸 実績あり 避難予定所 標高 91m
9		北部地区医師会病院 (場外離着陸場)	名護市字宇茂佐 1712 番地 3	N26° 36' 32.1" E127° 57' 50.7"	18×18	転圧地 (コンクリ ート舗装)	名護療育園 (0980-52-0975)	0980-54-1000 (救急ヘリ通信 センター)	D rヘリ RP ME SHヘリ RP 標高 47m

番号	地区	名称	所在地	※座標 (WGS)	※※着陸帯 長さ×幅 (m)	地盤	管理者等	連絡先	※※※備考 標高
10	羽地・ 屋我地	真喜屋運動広場	字真喜屋 888 番地	N26° 38' 05" E28° 02' 06"	15×15	転圧 (芝グラウンド)	名護市財産管理課施設 管理係	0980-53-1212	D r ヘリ RP ME S Hヘリ RP 標高 3 m
11		済井出農村公園 (済井出農村集落総合 管理施設前広場)	字済井出 850 番地	N26° 40' 03" E28° 01' 12"	15×15	転圧 (芝グラウンド)	済井出区	0980-52-8567	D r ヘリ RP 標高 5 m
12	久志	名護市立緑風学園 グラウンド	字汀間 122 番地	N26° 33' 08" E28° 03' 41"	15×15	転圧 (芝グラウンド)	名護市教育委員会	0980-55-8113 (名護市立緑 風学園) 0980-53-1212 (名護市教育 委員会)	D r ヘリ RP ME S Hヘリ RP 避難予定所 標高 5 m
13		カヌチャベイホテル & ヴィラズ	字安部 156 番地 2	N26° 32' 54" E28° 04' 49"	15×15	芝転圧	株式会社カヌチャベイ リゾート	0980-55-8880	D r ヘリ RP 標高 56m
14		美ら島自然学校	字嘉陽 41 番地	N26° 33' 02" E28° 06' 31"	15×15	転圧 (芝グラウンド)	財団法人 沖縄美ら島財団	0980-55-9045 (総合研究セ ンター普及開 発課兼美ら島 自然学校)	D r ヘリ RP 標高 5 m
15		名護市立天仁屋小学校 跡地グラウンド	字天仁屋 688 番地	N26° 34' 24" E128° 07' 15"	15×15	転圧 (芝グラウンド)	名護市教育委員会	0980-53 - 1212	ME S Hヘリ RP 標高 57m

※座標 (WGS) については、沖縄県ドクターヘリ事務局からの情報提供及びNPO法人ME SHサポートからの資料によりRP (ランデブーポイント) を記載、その他は株式会社ゼンリンインターマップの地図検索ソフトウェア (TOWN II (名護市)、0A-Light II FireFighting) により、概ねの数値を記載している。

※※広さについては、沖縄県ドクターヘリ事務局からの情報提供及びNPO法人ME SHサポートからの資料によりRP (ランデブーポイント) の着陸帯を記載、その他は株式会社ゼンリンインターマップの地図検索ソフトウェア (TOWN II (名護市)、0A-Light II FireFighting) により、概ねの面積を記載している。

※※※標高については、沖縄県ドクターヘリ事務局からの情報提供及びNPO法人ME SHサポートからの資料によりRP (ランデブーポイント) の標高を記載、その他は名護市による、津波対策基礎調査資料及び名護市地域防災計画資料等を参考にしており、小数点以下切り捨ての数値を記載している。

9-2 緊急通行車両

(1) 様式1



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 様式2



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 様式3 証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては、 輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

10 その他

10-1 災害救助法による救助の程度と期間並びに実費弁償の基準

平成 29 年 4 月 1 日現在

	対象	費用の限度額	期間	備考				
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では、住宅を得ることができない者	1 規模、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり5,516,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない場合	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増加することに加算
		全壊、全焼、流失	夏 18,400 冬 30,400	23,700 39,500	34,900 54,900	41,800 64,200	52,900 80,800	7,800 11,100
		半壊、半焼、床上浸水	夏 6,000 冬 9,800	8,100 12,700	12,100 18,000	14,700 21,400	18,600 27,000	2,600 3,500
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				

	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後、「死体の検索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜査	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 ・通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 3 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

10-2 被害状況判定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたのものとする。

被害区分		認定基準
その他	橋りょう	道路を連結するために道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員をいう。	
火災発生	火災発生件数については、地震の場合のみ報告するものであること。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

被害区分		認定基準
被害金額	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道及び空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

11 協定等

11-1 応援協定一覧表

名護市災害時応援協定一覧表

No.	協定名	締結日	締結先
1	災害支援協力に関する覚書	平成10年6月1日	名護市内郵便局 代表者 名護郵便局長
2	沖縄県水道災害相互応援協定	平成15年3月27日 施行： 平成15年4月1日	国頭村長、大宜味村長、東村長、本部町水道事業管理者、今帰仁村水道事業管理者、名護市水道事業管理者、伊江村長、宜野座村水道事業管理者、恩納村長、金武町水道事業管理者、石川市水道事業管理者、具志川市水道事業管理者、与那城町長、勝連町長、読谷村水道事業管理者、嘉手納町長、沖縄市水道事業管理者、中城村長、北中城村水道事業管理者、宜野湾市水道事業管理者、西原町長、北谷町長、浦添市水道事業管理者、沖縄県公営企業管理者、那覇市水道事業管理者、南部水道企業団、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、多良間村長、伊良部町長、玉城村水道事業管理者、久米島町水道事業管理者、渡嘉敷村長、座間味村長、栗国村長、渡名喜村長、豊見城市水道事業管理者、糸満市水道事業管理者、佐敷町水道事業管理者、知念村簡易水道事業、与那原町水道事業管理者、渡嘉敷村長、宮古島上水道企業団、竹富町長、石垣市水道事業管理者、与那国町長
3	沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書	平成20年2月13日	沖縄県管工事業協同組合連合会会長
4	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	平成20年6月30日	北部電気工事業協同組合理事長
5	広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定	平成23年7月8日	大阪府枚方市長、高知県四万十市長、北海道別海町長
6	災害時における羽地ダム周辺施設の利用に関する協定書	平成23年9月28日	沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長
7	全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書	平成24年7月12日	青森市長、登米市長、草津町長、東村山市市長、御殿場市長、瀬戸内市長、高松市長、合志市長、鹿屋市長、奄美市長、宮古島市長
8	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定書	平成24年7月18日	北海道滝川市長
9	大規模災害時における友好都市間の相互応援協定書	平成25年1月26日	岩手県八幡平市長

No.	協定名	締結日	締結先
10	災害時における「道の駅」許田 道路管理施設の利用に関する協定書	平成 25 年 2 月 20 日	沖縄総合事務局 北部国道事務所長
11	災害時の情報交換及び応援に関する協定	平成 26 年 10 月 20 日	内閣府沖縄総合事務局長
12	緊急情報割込放送の実施に関する協定書	平成 26 年 9 月 16 日	株式会社FMやんばる
13	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	平成 29 年 3 月 29 日	沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北谷町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長、公益社団法人日本下水道管路管理業協会
14	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	平成 29 年 3 月 29 日	沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、糸満市長、沖縄市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北谷町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長
15	災害時におけるLPガスの供給に関する協定書	平成 29 年 3 月 30 日	(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会

11-2 災害支援協力に関する覚書

災害支援協力に関する覚書

名護市内郵便局代表者名護郵便局長(以下「甲」という。)と名護市長(以下「乙」という。)は、名護市内に発生した地震その他の災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、甲及び乙が相互に協力し、必要とする対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、名護市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所としての提供
- (3) 乙が所有し管理する施設及び用地の郵便物集積場所としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 甲による必要に応じた避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加)

第5条 甲は、名護市の災害対策本部の構成員となることができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 名護市内の郵便局は、名護市及び各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うこととする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては名護郵便局総務課長、乙においては名護市総務部総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成10年6月1日

名護市内郵便局代表者

名護郵便局長

天久興太郎



名護市長

岸本建男



11-3 沖縄県水道災害相互応援協定

沖縄県水道災害相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、沖縄県下において災害が発生し、災害を受けた水道施設を有する水道事業者独自の努力では十分な応急措置ができない場合において、被災水道事業者の要請により県下水道事業者の相互間の応援を円滑に遂行するため締結する。

(災害の種類)

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害および渇水、重大な水道水質被害等によるものをいう。

(要請の手続き)

第3条 応援を受けようとする被災水道事業者(以下「要請事業者」という。)は、別に定める事項を明らかにして応援を要請したい水道事業者へ要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 応援を行おうとする水道事業者(以下「応援事業者」という。)は、特に緊急を要し、要請事業者が前項に定める要請ができないと判断される場合は、別に定める圏域幹事水道事業者と連絡調整のうえ、前項の要請を待たないで応援給水等を行うことができる。この場合には、前項の応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として要請事業者が負担するものとする。

2 要請事業者が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ要請事業者から要請があった場合には、応援事業者が当該経費を一時立替支弁する。

3 前項の定めによりがたい場合は、関係水道事業者が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第5条 水道事業者は、相互応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(調達物資等の調査)

第6条 水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資等の融通を図るため、災害時に調達できる援助物資等について常に把握しておくものとする。

(情報の交換)

第7条 水道事業者は、この協定に基づいて応援体制が円滑に行われるよう、年1回会議を持ち、情報を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合には、第7条に定める会議において協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を47通作成し、各水道事業者が記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成15年 3月27日

付 則

1 この協定は、平成15年4月1日より施行する。

国頭村長 上原 康 作 
大宜味村長 島袋 義 

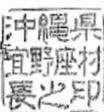
東村長 宮城 茂 

本部町水道事業管理者
本部町長 仲 榮 眞 盛 

今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 仲 里 吉 

名護市水道事業管理者
名護市長 岸 本 建 

伊江村長 島袋 清 

宜野座村水道事業管理者
宜野座村長 浦 崎 康 

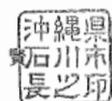
恩納村長 志 喜 屋 文



金武町水道事業管理者
金武町長 鶴 武



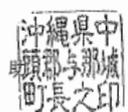
石川市水道事業管理者
石川市長 平 川 崇



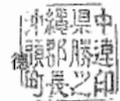
具志川市水道事業管理者
水道局長 森 山 朝



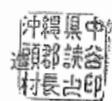
与那城町長 具 志 堅 順



勝連町長 藏 當 真



読谷村水道事業管理者
読谷村長 安 田 慶



嘉手納町長 宮 城 篤



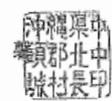
沖繩市水道事業管理者
水道局長 富 里 隆



中城村長 新 垣 清



北中城村水道事業管理者
北中城村長 喜 屋 武



宜野湾市水道事業管理者
水道局長 喜 瀬 昭



西原町長 翁 長 正



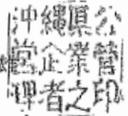
北谷町長 辺 土 名 朝



浦添市水道事業管理者
水道局長 積 洋



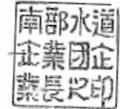
沖縄県公営企業管理者
企業局長 與 那 嶺 恒



那覇市水道事業管理者
水道局長 高 嶺



南部水道企業団
企業長 城 間 正



南大東村長 照 屋 林



北大東村長 宮 城 光



伊平屋村長 西 銘 真



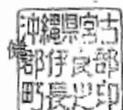
伊是名村長 前 田 政



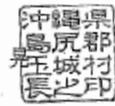
多良間村長 兼 濱 朝



伊良部町長 浜 川



玉城村水道事業管理者
玉城村長 大城



久米島町水道事業管理者
久米島町長 高里久



渡嘉敷村長 小嶺安



座間味村長 仲村三



粟田村長 新里政



渡名喜村長 比嘉健



豊見城市水道事業管理者
豊見城市長 金城豊



糸満市水道事業管理者
水道局長 仲門用



佐敷町水道事業管理者

佐敷町長 津波元



知念村簡易水道事業

知念村長 古謝景



与那原町水道事業管理者

与那原町長 新垣信



宮古島上水道企業団
企業長 渡 真 利 光



竹富町長 那 根 元



石垣市水道事業管理者
石垣市長 大 濱 長 照



与那国町長 尾 辻 吉



11-4 沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書

沖縄県水道施設災害における応急復旧に関する協定書

水道施設災害に関する応急復旧の実施について、沖縄県水道災害相互応援協定に基づく全圏域幹事沖縄県公営企業管理者、北部圏域幹事名護市長、中部圏域幹事沖縄市水道事業管理者、南部圏域幹事那覇市上下水道事業管理者、宮古圏域幹事宮古島市水道事業管理者、八重山圏域幹事石垣市長(以下「甲」という。)と、沖縄県管工事業協同組合連合会会長奥浜宏(以下「乙」という。)は、災害時に沖縄県下の各水道事業者が管理する水道施設の災害応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。この場合において、この協定における当事者としての甲の地位は、それぞれの圏域内の各水道事業者を代表するものであり、この協定の効力が当該各水道事業者に及ぶことを乙は認めるものとする。

(目的)

第1条 この協定は、沖縄県下において災害が発生し、水道施設に甚大な被害が生じ、管破損・停電等により給水に支障をきたす場合又はそのおそれがある場合は、乙に応急復旧支援活動(以下「災害支援」という。)を要請し、各水道事業者が管理する被災水道施設を早期復旧させ、もって住民生活の安全に資することを目的とする。

(災害の種類)

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害並びに濁水及び重大な水道水質被害等による被害をいう。

(災害支援の要請)

第3条 甲は、水道施設で災害が発生し給水に支障がでると判断した場合は、乙に対し災害支援を文書又は電話等で要請するものとする。

(災害支援の実施)

第4条 乙は、前条により要請を受けた場合は、直ちに甲及び被災水道施設の水道事業者と調整を行い、災害支援を実施し水道施設の復旧に努め、水道水の安定供給に協力すること。

(災害支援に伴う費用負担)

第5条 災害支援に関する費用は有償とし、災害支援を受けた水道事業者が負担するものとする。この場合において、精算及び支払方法については、乙と当該水道事業者が協議の上決定する。

(災害支援時における損害)

第6条 第4条の災害支援の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は乙の資機材等に損害が生じた場合は、損害の負担について乙と災害支援を受けた水道事業者が協議してこれを決定する。

(協定期間)

第7条 この協定期間は、平成20年2月13日から1年間とする。

2 期間満了の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の改廃について申し出がない場合は、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様として取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本協定書を7通作成し、甲乙が記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年2月13日

甲

全圏域幹事
沖縄県公営企業管理者
企業局長 花城 順



北部圏域幹事
名護市長 島袋 吉和



中部圏域幹事
沖縄市水道事業管理者
水道局長 嘉陽田 朝博



南部圏域幹事
那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 毅



宮古圏域幹事
宮古島市水道事業管理者
職務代理者 次長 砂川 定之



八重山圏域幹事
石垣市長 大濱 長照



乙

沖縄県管工事業協同組合連合
会 長 奥浜 宏



11-5 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書

災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書

名護市(以下「甲」という。)と北部電気工事業協同組合(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における応急対策等の災害支援に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内で発生した災害等(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。)により、甲が、所管する施設及び災害活動を実施する場所において、電気機器の設置又は維持等が必要とされる事態が発生した場合に、乙からの情報提供や乙に所属する組合員(以下「組合員」という。)が保有する資機材の提供及び技術者の派遣等の災害支援(以下「災害支援」という。)を定めることにより、迅速かつ円滑な災害活動に資することを目的とする。

(災害支援)

第2条 災害支援の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の管轄する施設及び災害現場
- (2) 避難所等の災害活動の拠点
- (3) その他災害対策上必要とされる支援施設

(災害支援要請)

第3条 甲は、災害支援が必要とされる事態が発生した場合、その応急対策等において、乙に対し災害支援実施要請書(様式第1号)により要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、文書を作成する時間的余裕がない場合は、電話その他通信手段により要請した後に文書を提出することができる。

(災害支援の実施)

第4条 乙は、前条の要請を受けた場合は、災害支援を行う組合員の名を甲に連絡し、当該組合員を通して、甲と応急対策の内容、方法について協議を行わせ、甲の指示により当該災害に係る支援を実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、当該業務が完了したときは、災害支援業務完了報告書(様式第2号)により速やかに甲に報告するものとする。

(実施体制の整備)

第6条 乙は、災害支援を円滑に実施するため、あらかじめ必要な資機材の確保や技術者等の動員方法等を定め、甲に災害支援計画書にて報告するものとする。

2 乙は、災害支援計画書を毎年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害支援の実施に関する事項の伝達並びにこれに関連する連絡の確実及び円滑を図るため事前に双方の連絡責任者を定めておくものとする。

(災害支援に係る費用)

第8条 災害支援は有償とし、甲は乙に災害支援を要請したときは、出動した組合員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(損害の負担)

第9条 第4条の規定による災害支援の実施に伴い、甲又は組合員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合、組合員はその損害の発生後、遅滞なくその状況を甲に報告し、損害の負担について甲及び組合員で協議して定めるものとする。

2 この協定に基づいて災害支援業務に従事した者(以下「従事者」という。)が、当該業務に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気に罹り、傷害の状態となった場合の補償は、原則として、従事者を使用する者の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がないときは、甲及び組合員で協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲又は乙のいずれかが異議を示さないときは、更に1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲又は乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲又は乙がそれぞれの相手方に文書をもって協定書を更新しない旨の通知をするものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定の実施の細目については、別途定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又は協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 6月 30日

甲 名護市港一丁目1番1号
名護市
名護市長 島袋吉和 

乙 名護市東江五丁目7番5号
北部電気工事業協同組合
理事長 金良宗幸 

11-6 広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定

広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定

大阪府枚方市並びに同市と友好都市提携を結んでいる高知県四万十市、北海道別海町及び沖縄県名護市(以下「協定市町」という。)は、友好都市交流の精神に基づき、広域的な大規模災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において地震等の広域的な大規模災害が発生し、近隣自治体が壊滅的被害を受け、被災した協定市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急対策等を実施できない場合に、被災市町に対する応援が円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 被災市町の長、災害対策本部長等(以下「被災市町の長等」という。)は、応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材及び食料、飲料水その他の生活物資等(以下「必要物資等」という。)の提供等の応援業務(以下「応援業務」という。)を要請することができる。

2 応援業務の要請(以下「応援要請」という。)を行う場合は、被害の状況のほか、派遣を求める人員、職種、業務内容、従事場所等又は必要物資等の品名、数量等を明示するものとする。

3 第1項に規定する職員の派遣は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づくものではないものとする。

(応援の実施)

第3条 協定市町の長は、被災市町の長等から応援要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 協定市町の長は、被災市町の長等から応援要請がない場合においても、被災市町の初動体制が整備されるまでの間、応援側の協定市町が連携し、被害の状況等を把握の上、応援業務を実施することができる。

(指揮)

第4条 応援要請により派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、被災市町の長等の調整の下に活動するものとする。

2 前条第2項の規定により応援業務を実施する場合には、被災市町の初動体制が整備されるまでの間、応援職員を派遣した協定市町がその責任において応援職員の活動を調整し、指揮することができる。

(経費の負担)

第5条 応援業務に要する経費については、原則として被災市町の負担とする。ただし、応援職員の給与、交通費、滞在費及び被服費その他派遣に要する経費(応援業務が長期間にわたる場合を除く。)については、応援側の協定市町の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援業務に要する経費の負担に関し必要な事項については、被災の程度及び応援業務の実態等を考慮し、その都度双方協議の上、決定するものとする。

(公務災害補償等)

第6条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援側の協定市町の負担とする。

2 応援職員が応援業務により第三者に損害を与えた場合における賠償について、その損害が被災市町における応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については被災市町が、被災市町への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援側の協定市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市町の長は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(その他)

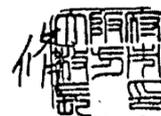
第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議の上、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため本書4通を作成し、協定市町の長が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23年7月8日

大阪府枚方市長

竹内



高知県四万十市長

田中



北海道別海町長

小沼



沖縄県名護市長

稲嶺



11-7 災害時における羽地ダム周辺施設の利用に関する協定書

災害時における羽地ダム周辺施設の利用に関する協定書

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長(以下「甲」という。)と名護市長(以下「乙」という。)は、災害時における羽地ダム周辺施設の利用について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、津波、風水害等の自然災害及び大規模な事故等が名護市内で発生した場合(以下「災害時」という。)において、甲が所有する羽地ダム周辺施設(以下「対象施設」という。)を防災拠点と位置づけ、災害時の各種対策用として確保することにより、住民の生命を守り復旧活動等を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 災害時に確保する対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 羽地ダム地域防災センター
- (2) 多目的広場
- (3) その他甲が指定するダム周辺施設

(対象施設の用途)

第3条 災害時における対象施設の用途は、概ね次のとおりとする。

対 象 施 設	用 途
羽地ダム 地域防災センター	地域防災拠点（住民及び観光客等の避難場所、災害対策本部、資機材保管場所等）
多目的広場	
その他ダム周辺施設	甲乙協議の上、別に定める。

(対象施設の利用)

第4条 乙は、施設利用にあたり本協定書及び関係法令等を遵守し、ダム管理の支障とならないように甲と協力して行わなければならない。

(権利義務の承継)

第5条 この協定締結後において組織等の変更があった場合は、甲乙それぞれこの協定に基づく権利義務をその承継者に引継ぐものとする。

(協定書の有効期間)

第6条 この協定は、締結の日から適用し、甲及び乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めがない事項の取り扱い、又はこの協定書に疑義が生じたときは、
甲、乙協議して定めるものとする。

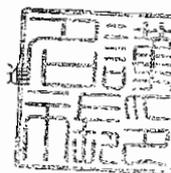
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年 9月28日

甲 沖縄総合事務局
北部ダム統合管理事務所長 平 良 正



乙 名 護 市 長 稻 嶺 進



11-8 全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書

全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会構成団体における災害時の相互支援に関する合意書

全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会は、昭和48年7月の発足以来、ハンセン病療養所に係る共通の課題の解決に向けて連携を図りながら、国への要請や啓発活動等を推進してきた。

その間、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)が施行され、療養所における将来構想等の策定とその実現に向けた取組み、特に療養所の地域開放及び療養所入所者と地域住民との交流などが入所者自治会を中心として進められてきた。

また、各構成団体もこれらを支援するため、団体間のさらなる連携、協力及び相互支援が求められている。

その中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会会則の趣旨を踏まえて、災害時においても構成団体間で相互支援を行うことにつき、下記のとおり合意する。

(趣旨)

第1条 この合意書は、構成団体において、大地震その他甚大な災害に起因する住民生活及び行政機能の重大な支障が生じた場合、構成団体間で相互支援を行うために必要な事項を定める。

(支援)

第2条 被災した構成団体(以下「被災団体」という。)は、支援が必要な場合は、電話、電信、文書その他の方法により、会長に支援及びその調整を要請することができる。ただし、会長を置く構成団体が被災団体となった場合は、副会長に要請できるものとする。

2 前項の支援の要請があった場合、会長(前項ただし書の場合においては、副会長)は、必要な支援について調整し、他の構成団体に支援の依頼をするものとする。

3 依頼を受けた構成団体は、止むを得ない場合を除き、職員の派遣、支援物資の提供、見舞金の送金等、可能な範囲での支援を行うものとする。

(費用負担)

第3条 支援に要した経費は、原則として支援を行う構成団体の負担とする。ただし、法の定め等により、支援を要請した構成団体が経費を負担することとされているものは除く。

(協議)

第4条 この合意書に定めがない事項及び合意書の内容に関し疑義があるときは、その都度協議して定める。

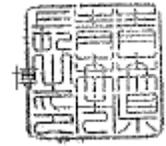
この合意書の締結を証するため、本書を12通作成し、構成団体それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月12日

全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会

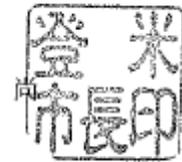
青森市長

鹿内



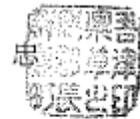
登米市長

布施孝



草津町長

黒岩信



東村山市長

渡部



御殿場市長

若林洋



瀬戸内市長

武久頭



高松市長

大西秀人



合志市長

荒木義行



鹿屋市長

嶋田芳博



奄美市長

朝山



名護市長

稲嶺



宮古島市長

下地敏彦



11-9 大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定書

大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定書

友好親善都市提携を結んでいる沖縄県名護市と北海道滝川市は、友好親善都市交流の精神に基づき、大規模災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、両市のいずれかの市域において地震等の大規模災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)に対する応援が円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 被災市は、応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等(以下「必要物資等」という。)の提供等の応援業務(以下「応援業務」という。)を要請することができる。

2 応援業務の要請(以下「応援要請」という。)を行う場合は、被害の状況のほか、派遣を求める人員、職種、業務内容、従事場所等及び必要物資等の品名、数量等を明示するものとする。

3 第1項に規定する職員の派遣は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づくものではないものとする。

(応援業務の実施)

第3条 被災していない市(以下「応援市」という。)は、被災市から応援要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 応援市は、被災市から応援要請がない場合においても、被災市の初動体制が整備されるまでの間、被害の状況等を把握の上、応援業務を実施することができる。

(指揮)

第4条 応援要請により派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、被災市の指揮の下に活動するものとする。

2 前条第2項の規定により応援業務を実施する場合には、被災市の初動体制が整備されるまでの間、応援市がその責任において応援職員の活動を調整し、指揮することができる。

(経費の負担)

第5条 応援業務に要する経費については、原則として被災市の負担とする。ただし、応援業務が中長期間にわたる場合を除き、応援職員の給与、旅費、その他派遣に要する経費については、応援市の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援業務に要する経費の負担に関し必要な事項については、被災の程度及び応援業務の実態等を考慮し、その都度双方協議の上、決定するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 両市長は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(体制の整備)

第7条 両市長は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

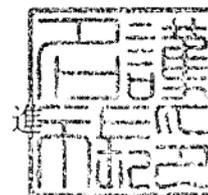
(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両市が協議の上、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、協定市の長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 7月18日

沖縄県名護市長 稲 嶺



北海道滝川市長 前 田 康 吉



11-10 大規模災害時における友好都市間の相互応援協定書

大規模災害時における友好都市間の相互応援協定書

友好都市提携を結んでいる沖縄県名護市と岩手県八幡平市は、両市のいずれかの市域において、地震大雨等による大規模災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、両市のいずれかの市域において地震等による大規模災害が発生した場合に、被災した市（以下「被災市」という。）に対する応援が円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 被災市は、応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食糧、飲料水及びその他の生活物資等（以下「必要物資等」という。）の提供等の応援業務（以下「応援業務」という。）を要請することができる。

2 応援業務の要請（以下「応援要請」という。）を行う場合は、被害の状況のほか、派遣を求める人員、職種、業務内容、従事場所等及び必要物資等の品名、数量等を明示するものとする。

3 第1項に規定する職員の派遣は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づくものではないものとする。

(応援業務の実施)

第3条 被災していない市（以下「応援市」という。）は、被災市から、応援要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 応援市は、被災市から応援要請がない場合においても、被災市の初動体制が整備されるまでの間、被害の状況等を把握の上、応援業務を実施することができる。

(指揮)

第4条 応援要請により派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、被災市の指揮の下に活動するものとする。

2 前条第2項の規定により応援業務を実施する場合には、被災市の初動体制が整備されるまでの間、応援市がその責任において応援職員の活動を調整し、指揮することができる。

(経費の負担)

第5条 応援業務に要する経費については、原則として被災市の負担とする。ただし応援業務が中長期間にわたる場合を除き、応援職員の給与、旅費、その他派遣に要する経費については、応援市の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援業務に要する経費の負担に関し必要な事項については、被災の程度及び応援業務の実態等を考慮し、その都度双方協議の上、決定するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 両市長は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(体制の整備)

第7条 両市長は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両市が協議の上、決定するものとする。

この協議書の成立を証するため本書2通を作成し、協定市の長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月26日

沖縄県名護市長	稲嶺 進	
岩手県八幡平市市長	田村 正彦	

11-11 災害時における「道の駅」許田 道路管理施設の利用に関する協定書

災害時における「道の駅」許田 道路管理施設の利用に関する協定書

沖縄総合事務局北部国道事務所長(以下「甲」という。)と、名護市長(以下「乙」という。)は、災害時における「道の駅」許田 道路管理施設の利用について、以下のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等の自然災害及び大規模な事故等が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、甲が所有する「道の駅」許田道路管理施設(以下「対象施設」という。)を防災拠点と位置づけ、災害時の各種対策用として利用することにより、市民の生命を守る事を目的とする。

(対象施設及び用途)

第2条 災害時等に利用する対象施設及び用途は、次のとおりとする。

対象施設	用途
情報ターミナル 駐車場	災害対策及び復旧活動の拠点 ※情報通信設備の設置場所・土木資機材等の一時 集積場等
トイレ	避難者及び災害対策従事者の利用
非常用電源	通信施設・トイレ(水洗)への電源

(対象施設の利用)

第3条 乙は、施設利用にあたり本協定書及び関係法令等を遵守し、道路管理の支障とならないように甲と協力して行わなければならない。

(権利義務の継承)

第4条 本協定締結後において組織等の変更があった場合は、甲乙共に本協定に基づく権利義務を継承者に引継ぐものとする。

(協定書の有効期間)

第5条 本協定は、締結の日から適用し、甲・乙いずれからも改正並びに廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

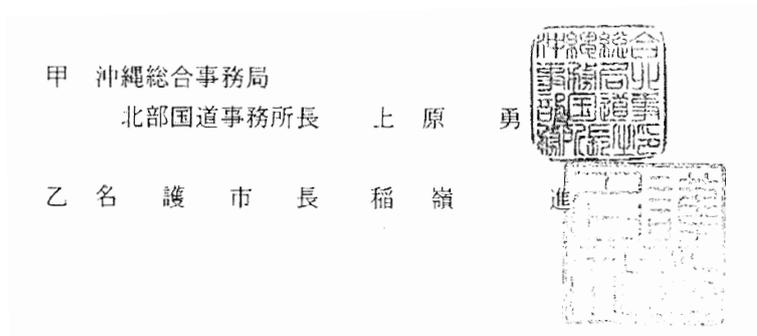
(その他)

第6条 本協定書に定めがない事項及び本協定書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決

定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月20日



11-12 災害時の情報交換及び応援に関する協定

災害時の情報交換及び応援に関する協定

内閣府沖縄総合事務局長(以下「甲」という。)と、名護市長(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、名護市の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換(以下「情報交換」という。)に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 名護市で重大な被害が発生又は重大な被害が発生するおそれがある場合
- (2) 名護市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要と判断した場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設(河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等)の被害状況に関すること
- (3) その他甲又は乙が必要とする事項

(情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(応援の要請)

第5条 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭又は電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、応援に当たり乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置等の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙の経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する派遣を行った場合の経費の負担については、甲の負担とする。
- (2) 第5条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、原則として乙の負担とする。ただし、乙に負担を求める事が困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(平素の協力)

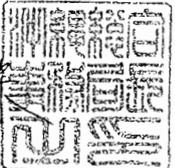
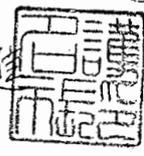
第8条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上各1通を所有する。

平成26年10月20日

甲	内閣府沖縄総合事務局長	
	河合 正	
乙	名護市長	
	稲嶺 進	

11-13 緊急情報割込放送の実施に関する協定書

緊急情報割込放送の実施に関する協定書

緊急情報割込放送の実施について、名護市(以下「甲」という。)と株式会社FMやんばる(以下「乙」という。)との間に次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、名護市に武力攻撃、地震、津波など対処に時間的余裕がない事態が発生し、また発生するおそれがある場合に、緊急情報割込放送を実施することにより、災害等による被害の軽減を図り、市民、観光客及び事業所等の生命や安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「緊急情報」とは弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊攻撃などの武力攻撃、国民保護に関する緊急事態情報、緊急地震速報及び津波警報等、別記1に定める情報で、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を言う。
- (2) 「緊急情報割込放送」とは、全国瞬時警報システム(J—ALERT)から送信される緊急情報及び市が発する避難情報等を、乙の放送に自動的に割込ませる放送を言う。

(放送の実施)

第3条 乙は、緊急情報割込放送を円滑に常時実施できるようにするものとする。ただし、乙は、乙が所有する設備や機器の保守点検など、やむを得ない理由による放送休止によって緊急情報割込放送が実施できない場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。

2 前項にかかわらず、停電など突発的な事由による放送休止または放送停止となった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 この協定により実施した緊急割込放送に係る費用は、原則無料とする。

2 緊急情報割込放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

3 乙が所有する放送設備に接続する甲が所有する機器の保守及び修繕に関する経費は、甲が全額負担する。この場合における責任分界点は、別記2のとおりとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する緊急情報割込放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の責任者は、甲においては総務部総務課長とし、乙においては代表取締役とする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の

日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の運用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

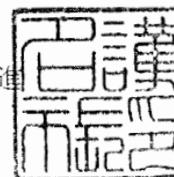
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年9月16日

(甲) 名護市港区一丁目1番1号

名護市

名護市長 稲嶺 進



(乙) 名護市城一丁目7番6号(崎街商店内)

株式会社FMやんばる

代表取締役 上間 厚



11-14 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

沖縄県(以下「甲1」という。)、那覇市上下水道局(以下「甲2」という。)、宜野湾市(以下「甲3」という。)、石垣市(以下「甲4」という。)、浦添市(以下「甲5」という。)、名護市(以下「甲6」という。)、糸満市(以下「甲7」という。)、沖縄市(以下「甲8」という。)、豊見城市(以下「甲9」という。)、うるま市(以下「甲10」という。)、宮古島市(以下「甲11」という。)、南城市(以下「甲12」という。)、大宜味村(以下「甲13」という。)、本部町(以下「甲14」という。)、読谷村(以下「甲15」という。)、嘉手納町(以下「甲16」という。)、北谷町(以下「甲17」という。)、北中城村(以下「甲18」という。)、中城村(以下「甲19」という。)、西原町(以下「甲20」という。)、与那原町(以下「甲21」という。)、南風原町(以下「甲22」という。)、渡嘉敷村(以下「甲23」という。)、座間味村(以下「甲24」という。)、久米島町(以下「甲25」という。)、八重瀬町(以下「甲26」という。)及び竹富町(以下「甲27」という。)(以下、甲1から甲27を総称して、「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きよ、マンホール等(以下「下水道管路施設」という。)が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、地震・津波・風水害等の自然災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

(2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第9条に規定する甲の事務局が甲1から甲27までの支援の要請をとりまとめた上で、次項に定める手続きにより、第9条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書28通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月29日

甲1 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 翁長雄志



甲2 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長



甲3 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市長 佐喜眞



甲4 沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山義



11-15 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定

災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定

沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、八重瀬町及び竹富町（以下「下水道管理者」という。）の管理する下水道施設が災害により被災した場合における相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、沖縄県内の下水道施設を管理する市町村等で地震・津波・風水害等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合において、当該市町村等のみでは応急措置等ができないときに、相互支援が円滑に遂行されるよう基本的な事項を定め、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

（対象施設）

第2条 対象とする施設は、下水道管理者の所管する下水道終末処理場、ポンプ場及び下水道管路施設（管きよ、マンホール、ポンプ等の付属施設）とする。

2 その他下水道類似施設等、前項により難しい場合はその都度協議するものとする。

（相互支援の内容）

第3条 下水道管理者が行う相互支援とは、次のとおりとする。

- (1) 緊急点検、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査、二次調査及び応急復旧
- (2) (1)に伴う資料及び災害査定資料作成
- (3) 資機材等物品の提供
- (4) 汚泥の処理及び処分等
- (5) その他協議により定めるもの

（支援の要請）

第4条 前条に規定する支援を要請する場合は、第8条の事務局に支援の要請を行うものとする。

（支援の実施）

第5条 支援の実施は、第8条の事務局が支援要請をとりまとめるうえ、支援可能な下水道管理者に依頼して行われるものとする。

（広域被災）

第6条 広域での被災等により、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(費用の負担)

第7条 支援に要した費用(職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、支援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等)は、原則として支援を受けた下水道管理者が負担するものとする。

(事務局)

第8条 この相互支援の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに下水道管理者のいずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、下水道管理者が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書27通を作成し、下水道管理者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月29日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

翁長雄志



11-16 災害時におけるL P ガスの供給に関する協定書

災害時におけるL P ガスの供給に関する協定書

名護市(以下「甲」という。)と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会L P ガス部会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、L P ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うL P ガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「L P ガスの供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所、病院等および災害時における活動拠点等に、L P ガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等(以下「L P ガス設備等」という。)を運搬、配置及び点検してL P ガスを供給することをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において避難場所等へのL P ガスの供給を必要と認めるときは、乙に対し、L P ガスの供給について協力を要請することができる。

- 2 前項に規定する要請は、原則として文書(別紙1)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話やF A Xで要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
- 3 要請の経路は、(別表1)のとおりとする。

(協力事項の発動)

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が名護市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力実施及び協力体制の整備)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なL P ガスの供給ができるよう積極的に協力するものとする。

- 2 甲はL P ガスを必要とする施設の中で、病院など災害時にL P ガスの供給の緊急度が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位をあらかじめ定めておくものとする。
- 3 甲は災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等におけるL P ガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

(L P ガス等設備の運搬、設置及び点検)

第6条 L P ガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものと

する。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所にL Pガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書(別紙2)により甲へ報告するものとする。

2 甲は要請を行った設置場所に職員を派遣し、L Pガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるL Pガスの供給に要する費用の負担区分は、原則として(別表2)のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 名護市港一丁目1番1号
名護市
名護市長 稲嶺 進



乙 那覇市字小禄1831番地 沖縄産業支援センター
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会L Pガス部会
部会長 渡口 彦則

12 様式集

12-1 災害即報様式

災 害 概 況 即 報

災害即報様式第1号

災害名

発生日時	平成 年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災 害 概 況	発 生 場 所		発 生 日 時		平成 年 月 日 時 分	
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家
		負傷者	人	計	人	
		全壊	棟	一部破損	棟	
		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況						

災害即報様式第2号

被害状況即報

市町村名		名 護 市		区 分			被 害		
災 害 名 報告番号				田	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報告者名				畑	流水・埋没	ha			
					冠 水	箇所			
区 分				そ の 他	文 教 施 設	箇所			
被 害					病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者	人			道 路	箇所			
	行方不明者	人			橋 り よ う	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人			河 川	箇所		
		軽 傷	人			港 湾	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟			砂 防	箇所		
			世帯			清 掃 施 設	箇所		
			人			崖 く ず れ	箇所		
	半 壊		棟			鉄 道 不 通	箇所		
			世帯			被 害 船 舶	隻		
			人			水 道	戸		
	一 部 破 損		棟			電 話	回線		
			世帯			電 気	戸		
			人			ガ ス	戸		
	床 上 浸 水		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
世帯									
人									
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯		り 災 者 数	人				
		人		火 災 発 生					
非 住 家	公共建物	棟		建 物	件				
	その 他	棟		危 険 物	件				
				そ の 他	件				

区 分		被 害		備 考	
公立文教施設	千円			災 害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1.設置年月日時分 2.廃止年月日時分 3.避難状況 4.応援要請の概要 5.応急措置の概要 6.救助活動の概要 7.その他の措置
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
そ の 他	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円			災 害 救 助 法 の 適 用	有・無
				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人
				消 防 団 職 員 出 動 延 人 数	人
備 考					
災害発生場所					
災害発生年月日					
災害の概況					
消防機関の活動状況					

※ 被害額は省略できるものとする。

※ 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

12-2 災害報告様式

災害報告様式第1号

災 害 確 定 報 告

市町村名		名 護 市		区 分			被 害			
災 害 名 報告番号				田	流失・埋没	ha				
					冠 水	ha				
報告者名				畑	流水・埋没	ha				
					冠 水	箇所				
区 分				そ の 他	文 教 施 設	箇所				
被 害					病 院	箇所				
人 的 被 害	死 者	人			道 路	箇所				
	行方不明者	人			橋 り よ う	箇所				
	負 傷 者	重 傷	人				河 川	箇所		
		軽 傷	人				港 湾	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟			砂 防	箇所				
		世帯			清 掃 施 設	箇所				
	半 壊	人			崖 く ず れ	箇所				
		棟			鉄 道 不 通	箇所				
	一部破損	世帯			被 害 船 舶	隻				
		人			水 道	戸				
	床上浸水	棟			電 話	回線				
		世帯			電 気	戸				
	床下浸水	人			ガ ス	戸				
		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
非 住 家	公共建物	棟			り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯			り 災 者 数	人				
	その他	棟			火 災 発 生	建 物	件			
				危 険 物		件				
				そ の 他	件					

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 設 置 ・ 措 置 状 況	1.設置年月日時分			
公立文教施設	千円				2.廃止年月日時分			
農林水産業施設	千円				3.避難状況			
公共土木施設	千円				4.応援要請の概要			
その他の公共施設	千円				5.応急措置の概要			
小 計	千円				6.救助活動の概要			
そ の 他	農 産 被 害	千円			7.その他の措置			
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
被 害 総 額		千円			災 害 救 助 法 の 適 用 有・無			
備 考	災 害 発 生 場 所				消 防 職 員 出 動 延 人 数 人			
	災 害 発 生 年 月 日				消 防 団 職 員 出 動 延 人 数 人			
	災 害 の 概 況							
	消 防 機 関 の 活 動 状 況							

※ 被害額は省略できるものとする。

※ 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

公立文教施設被害

市町村名 ()

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名 ()

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

その他の公共土木施設被害

市町村名 ()

管 理 者 市 町 村	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

農産物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	Ha	Ha	t	円	千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

1. 農作物等被害

市町村名 ()

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

2. 施設被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

1. 畜産等及び蚕繭被害

市町村名 ()

家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

1. 船舶被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、減失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

市町村名 ()

り 災 世 帯 数	人					
り 災 者 数	千円					
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
そ の 他	農 産 被 害	千円				
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他 被 害	千円				
被 害 総 額	千円					
災 害 対 策 本 部	設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
	解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人					
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人					

災害報告様式第2号

市町村名 ()

区分		災害名		発生年月日								計
		発生年月日										
人的被害	支社	人										
	行方不明	人										
	負傷者	重傷	人									
		軽傷	人									
住家被害	全壊	棟										
		世帯										
	半壊	棟										
		世帯										
	一部破損	棟										
		世帯										
	床上浸水	棟										
		世帯										
	床下浸水	棟										
		世帯										
	非住家	公共施設	棟									
		その他	棟									
その他	田	流失・埋没	ha									
		冠水	ha									
	畑	流失・埋没	ha									
		冠水	ha									
文教施設	箇所											
病院	箇所											
道路	箇所											
橋	箇所											

災害即報様式第1号の記入要領

災害概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別 概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
	その他これらの類する災害の概況		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部 設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の内容	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
応急措置の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類 概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の 活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

12-3 自衛隊派遣要請依頼書

文書番号
年 月 日

沖縄県知事 殿

名護市長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を必要とする理由

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 災害発生場所 沖縄県名護市
- (4) 災害の状況
- (5) 派遣要請を依頼する事由

- 2 派遣を希望する期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 派遣を希望する勢力

- (1) 人員 :
- (2) 装備 : 船舶 () ・航空機 () ・その他 ()

4 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 連絡場所及び連絡職員
- (3) 活動内容 捜索救助・道路啓開・水防・輸送・その他 ()

5 その他参考となるべき事項

作業用資材、派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況

12-4 自衛隊派遣撤収要請依頼書

				文書番号	
			年	月	日
沖縄県知事	殿				
		名護市長		印	
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について					
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。					
記					
1	撤収要請依頼日時				
	年	月	日	時	
2	派遣要請依頼日時				
	年	月	日	時	
3	撤収作業場所				
4	撤収作業内容				

12-5 避難者名簿

避難所名		開設期間			年 月 日 時から		
					年 月 日 時まで		
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備考
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
計 名 (内 65 歳以上 名、乳幼児 名)							

防災カード

住所等の情報が変更になった場合は、速やかにご連絡ください。

対象者名	男 女 明 大 昭 平 年 月 日生 (齡)
住所	電話番号
血液型	留意事項

— 緊急連絡先 — 氏名 続柄 電話 携帯	— 緊急連絡先 — 氏名 続柄 電話 携帯
-----------------------------------	-----------------------------------

— 民生委員 —	本 人	— 自治会長 —
----------	-----	----------

— 安否連絡者 3 —	— 安否連絡者 1 —	— 避難時補助員 —	— 誘導補助員 —
-------------	-------------	------------	-----------

医療機関①	電話番号
病歴等 (治療中の疾患等)	
医療機関②	電話番号
病歴等 (治療中の疾患等)	

特記事項		
登録日	登録No.	行政区

12-10 り災者台帳

り 災 者 台 帳

り災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 り災場所	り災の状況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 ・ 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他() 4.不明
	名護市	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	り災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者	建物被害；種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
第 ・ 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他() 4.不明
	名護市	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	り災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者	建物被害；種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
第 ・ 号	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.その他() 4.不明
	名護市	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	り災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者	建物被害；種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊

(第2様式)

第 号 平成 年 月 日		り 災 証 明 書	
世帯主住所	名護市	丁目番	号 番地
氏名	世帯人員 名		
被害状況	災害の原因	1 風水害	2 震火災 3 その他
	り災年月日 時刻	平成 年 月 日 前後 時 分 頃 午 後	
	り災場所	名護市	丁目番 番地
	り災程度	1 住家	(1)全 壊(焼) (2)流 出 (3)半 壊(燃)
2 人員		(1)死 亡 名 (2)行方不明 名	(3)重 傷 名 (4)軽 傷 名
備考			
摘要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。		
上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日			
名護市長			(印)

(第3号様式)

証 明 書		
名護市長	殿	平成 年 月 日 役職名 住 所 氏 名 連絡先 ()
下記事項を確認し相違ないことを証明します。		
災 害 名		
災 害 発 生 年 月 日		
被 害 物 件	所 在 地	
	構 造	
所 有 者 又 は 世 帯 主	住 所	
	氏 名	
被 害 状 況		

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願いを申請する際に添付する。
- (2) この証明を行う者は自治会長、民生委員等の役職にあり、利害関係のない第三者であることを要す。

(第5号様式)

第 号 平成 年 月 日	
り 災 届 出 証 明 書	
住 所	名護市 丁目番 号 番地
氏 名	
被 害 状 況	災害の原因 1 風水害 2 震火災 3 その他
	り災年月日 時刻 平成 年 月 日 午 前後 時 分 頃
	り災場所 名護市 丁目 番 号 番地
	り災状況
備 考	
摘 要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。
上記のとおり、り災したことを証明する。 平成 年 月 日 名護市長 (印)	

※この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

12-12 公用令書

(1) 従事命令、協力命令

従事第	号	公 用 令 書		
住 所				
氏 名				
		従事		
		を命ずる。		
		協力		
年 月 日				
		処分権者 氏名	印	
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

(2) 保管命令

管理第	号	公 用 令 書		
住 所				
氏 名				
		災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
年 月 日				
		処分権者 氏名	印	
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考 用紙は日本工業規格A5とする。)

(3) 管理、使用、収用

管理（使用、収用）第 号 公 用 令 書							
住 所 氏 名							
管理 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり使用する。 収用 年 月 日							
処分権者 氏名							印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(4) 変更

管理（使用、収用）第 号 公 用 変 更 令 書							
住 所 氏 名							
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更しましたので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。 年 月 日							
処分権者 氏名							印
変更した処分の内容							

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)

(5) 取消

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

(備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。)